

(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン

計画素案

平成26年10月

郡山市

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

国は、長引く少子化傾向への対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を成立させ、平成17年度から全国の市区町村において「次世代育成支援対策行動計画」に基づく子育て支援対策が進められてきました。本市においては、これまで進めてきた子育て支援計画である「郡山市エンゼルプラン」の後継計画として、「郡山市第二次エンゼルプラン」（前期計画5年、後期計画5年）を策定し、子ども及び子育て家庭の支援に努めてきました。

この間、平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26まで下がったものの、その後は緩やかな上昇に転じ、平成24年には1.41まで回復しました。

本市においても、合計特殊出生率は平成17年の1.40以降回復傾向にあり、平成22年には1.47となりました。しかし、東日本大震災が発生した平成23年には、1.49まで上昇したものの、翌平成24年には1.39まで低下しました。

また、これまで長期的な課題となっている地域経済の不況や核家族化の進行、共働き家庭の増加、子どもの受け皿となる保育所の不足、児童虐待の発生などに加え、東日本大震災による子どもの生活環境の変化、子どもやその保護者、家族の心身への影響など、課題が上積みされる状況となっています。

このような状況の中、平成24年には「子ども・子育て支援法」が成立し、これまでの児童福祉を中心とした子育て支援だけではなく、幼稚園や認定こども園、さらには地域の子育て支援サービスを含めた子育て支援サービスの供給の充実をめざした事業計画の策定がスタートしました。

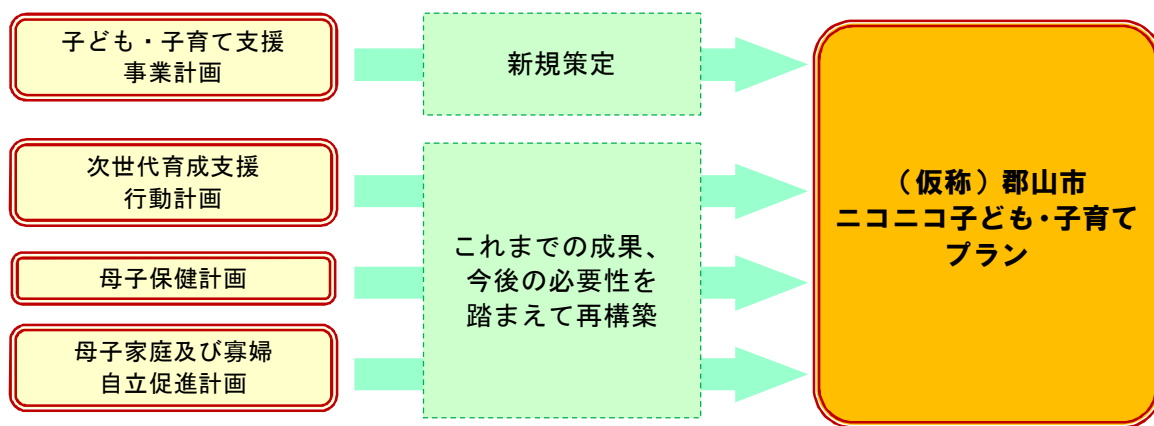
本市においては、サービスの供給を重視するとともに、これまで進めてきた各種事業、社会情勢の変化による事業のあり方、新規事業等の検討を含めて、地域に根差した子育て支援対策を一体的に推進するための「(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を策定することとしました。

これにより、郡山市で生まれ、育つ子どもたちに、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまちを目指します。

第2節 本計画の法的根拠、位置づけ

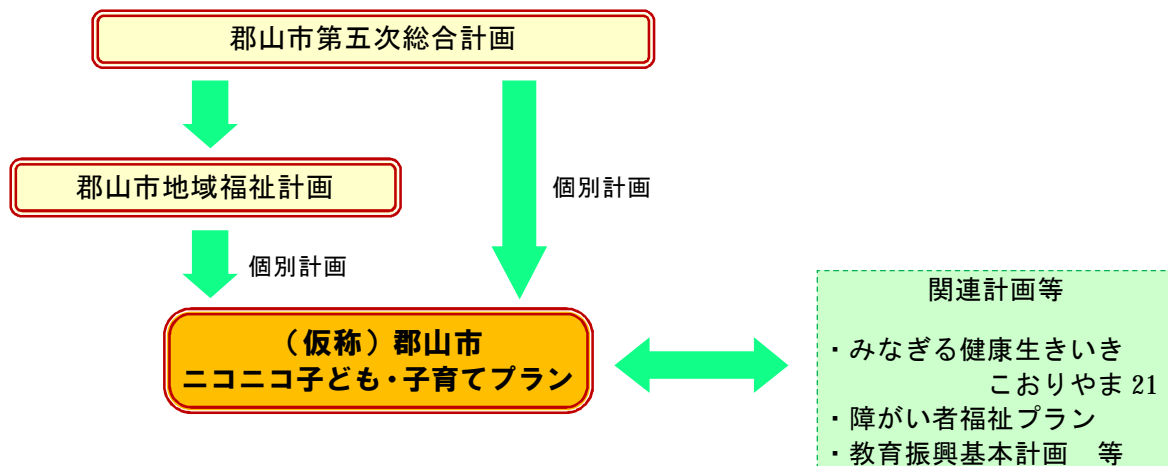
1 本計画の法的根拠

- 本計画は、策定が義務づけられている子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。
- また、さらに広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」、平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知において策定することとされた「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定されている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を包含します。



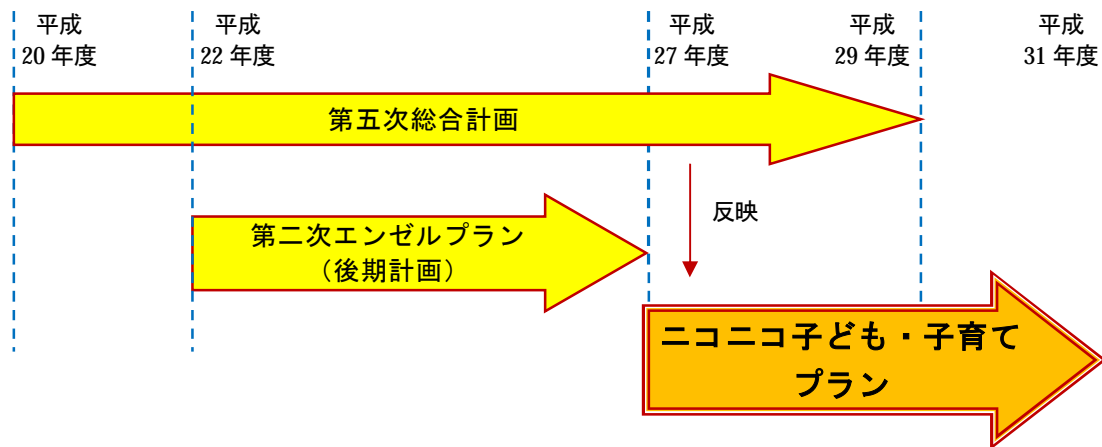
2 本計画の位置づけ

- 本計画は、郡山市第五次総合計画に位置づけられた子育て支援施策を推進するための個別計画であると同時に、保健福祉分野の理念計画である郡山市地域福祉計画の個別計画として位置づけられています。
- 本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家族、妊婦及び妊娠を希望する人、それらを支援する個人、団体、事業主及び行政などを対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは特別な説明がない限り、0歳児から小学6年生までを指すものとします。

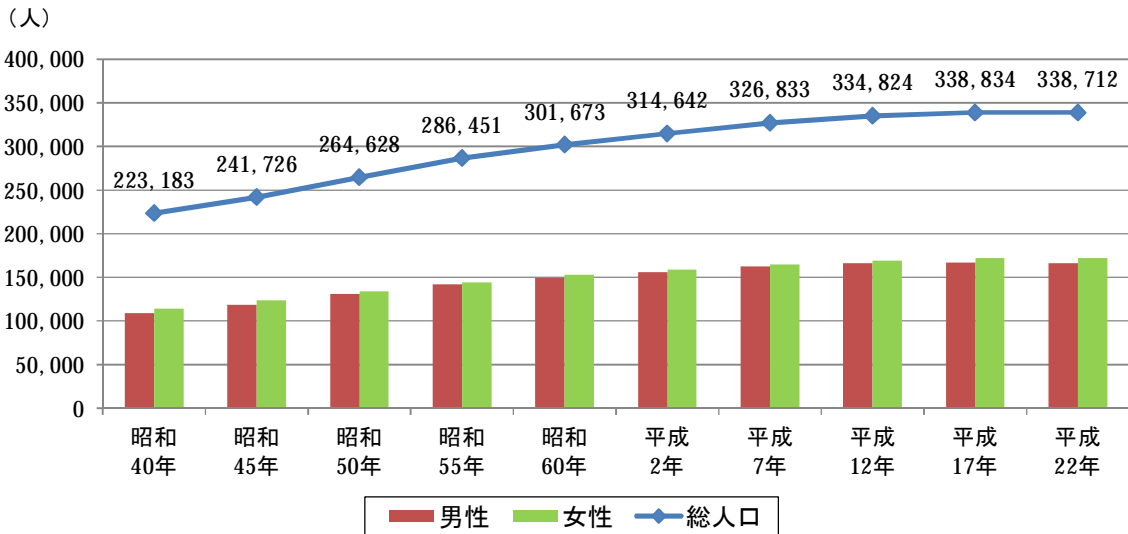
第2章 本市の現状

第1節 人口等に関する指標

1 人口の推移

本市の人口（国勢調査人口：各年10月1日現在）は、昭和40年の大同合併以降増加傾向が続き、昭和60年には30万人を突破しました。その後は、平成17年の338,834人をピークに減少に転じ、平成22年には338,712人となっています。

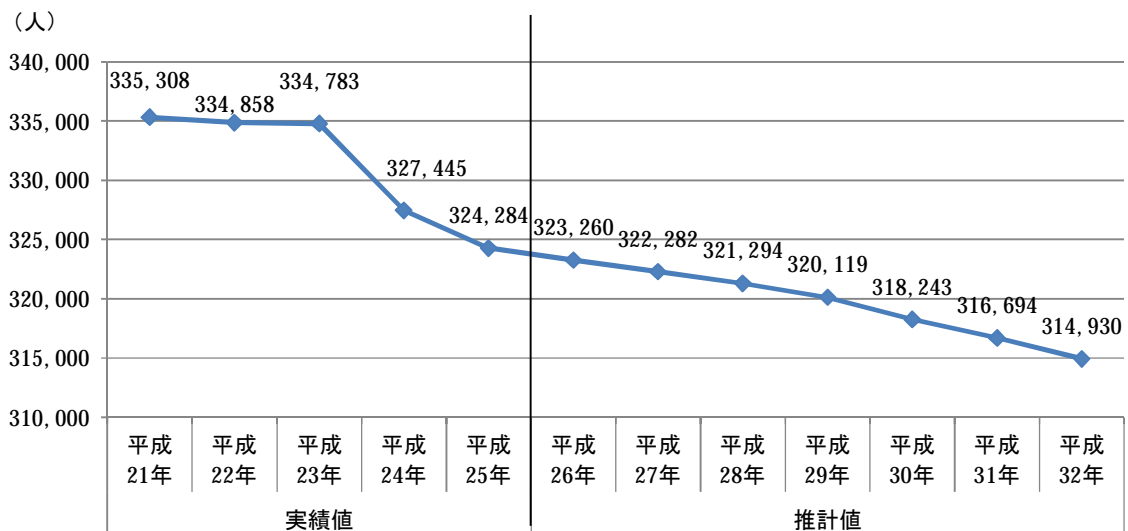
【人口の推移（各年10月1日現在）】



資料：国勢調査

今後の人口の見込み（住基人口を基にしたコーホート変化率法による各年1月1日現在の推計人口）は、平成23年の東日本大震災直後の大幅な人口減少は鈍化するもの、平成32年には314,930人まで減少することが見込まれます。

【人口の実績及び推計値（各年1月1日現在）】



資料：住民基本台帳

2 年齢別人口

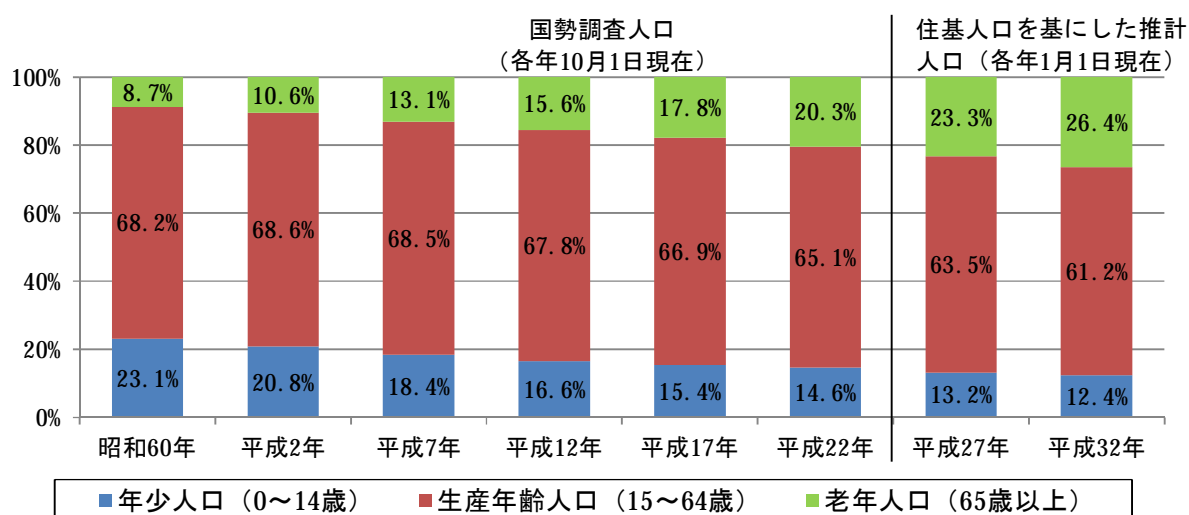
年齢別の人口は、年少人口及び生産年齢人口の減少傾向が続いており、年少人口では昭和 60 年の 69,672 人から平成 22 年には 48,692 人となり、25 年間で 30.1%減少しています。構成比も低下が続いており、昭和 60 年には 23.1%と 5 人に 1 人以上の割合を占めていましたが、平成 22 年には 14.6%に低下しています。

今後も、年少人口の減少及び構成比の低下傾向は続くことが考えられ、平成 27 年には 42,564 人 (13.2%)、平成 32 年には 38,990 人 (12.4%) に減少すると見込まれます。

【年齢別人口の推移と推計（昭和 60 年～平成 32 年）】

	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	資料
昭和 60 年	69,672 (23.1%)	205,726 (68.2%)	26,263 (8.7%)	国勢調査人口 (各年 10 月 1 日現在)
平成 2 年	65,274 (20.8%)	214,829 (68.6%)	33,127 (10.6%)	
平成 7 年	60,011 (18.4%)	223,870 (68.5%)	42,897 (13.1%)	
平成 12 年	55,484 (16.6%)	227,065 (67.8%)	52,131 (15.6%)	
平成 17 年	52,002 (15.4%)	226,508 (66.9%)	60,160 (17.8%)	
平成 22 年	48,692 (14.6%)	217,826 (65.1%)	67,956 (20.3%)	
平成 27 年	42,564 (13.2%)	204,685 (63.5%)	75,033 (23.3%)	住基人口を基にした 推計人口 (各年 1 月 1 日現在)
平成 32 年	38,990 (12.4%)	192,780 (61.2%)	83,160 (26.4%)	

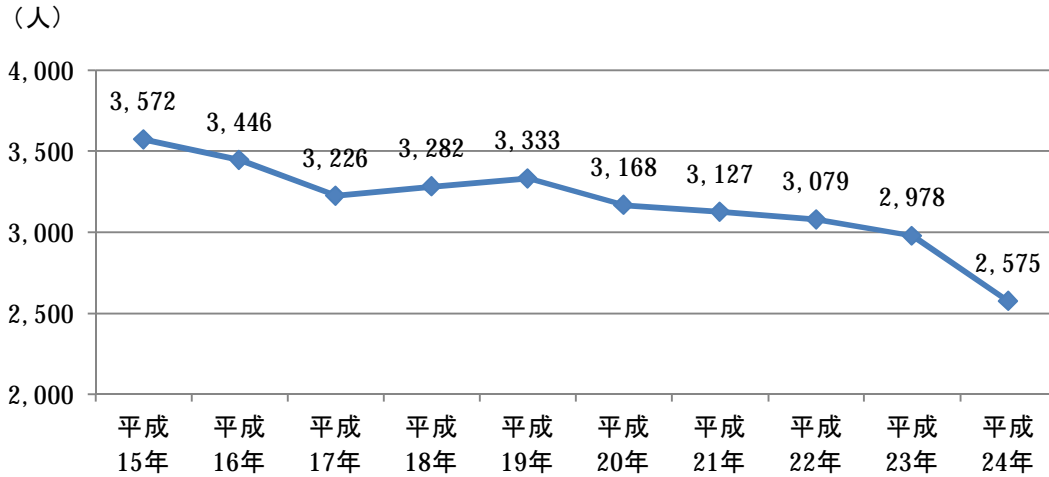
【年齢別人口構成比の推移と推計（昭和 60 年～平成 32 年）】



3 出生者数・合計特殊出生率

出生者数は、平成 15 年から平成 17 年まで減少し、その後平成 19 年までは増加していましたが、平成 20 年以降は減少傾向が続き、東日本大震災直後の平成 24 年には 2,575 人と大幅に減少しています。

【出生者数の推移（平成 15 年～平成 24 年）】

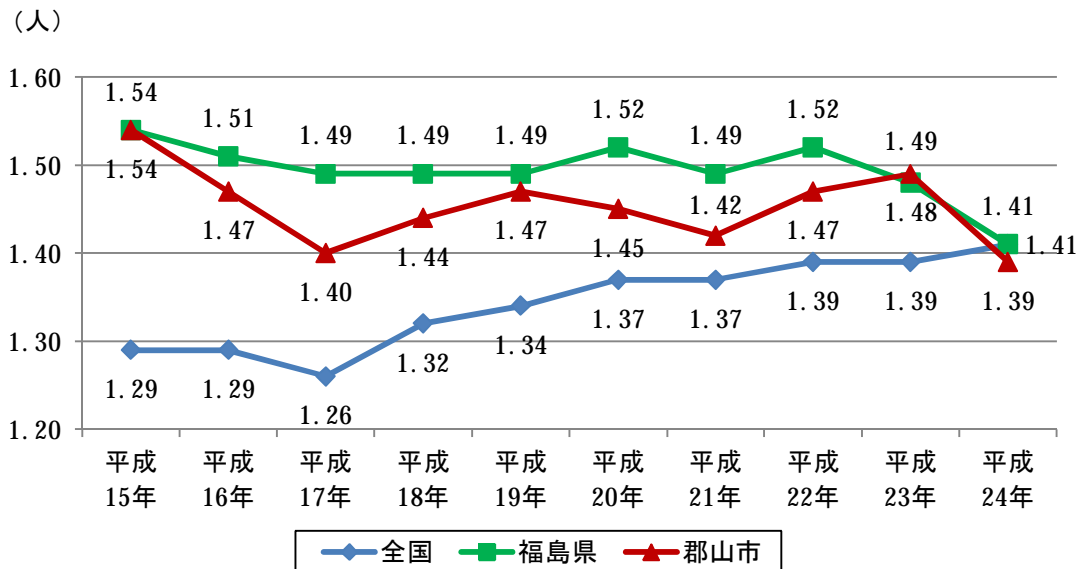


資料：郡山市保健所

合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.40 以降、1.42～1.49 の範囲内で変動していましたが、平成 24 年には 1.39 へと大幅に低下しています。全国と比較しても、平成 23 年までは上回っていましたが、東日本大震災から 1 年後の平成 24 年には全国を下回っています。また、福島県と比較すると、低い傾向が続いています。

なお、出生者数に比較して合計特殊出生率の低下が緩やかな原因は、子どもを生む年齢層の女性が減少しているためとみられます。

【合計特殊出生率の推移（平成 15 年～平成 24 年）】

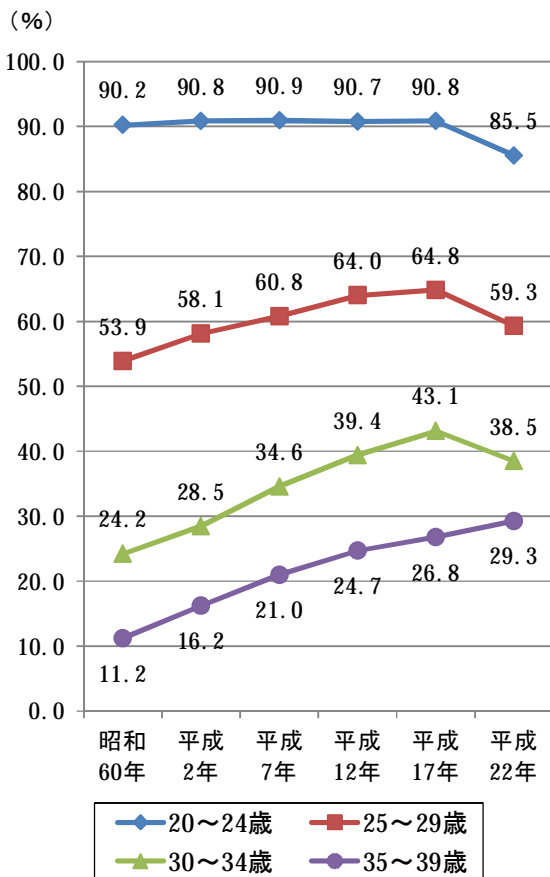


資料：郡山市保健所

4 未婚化

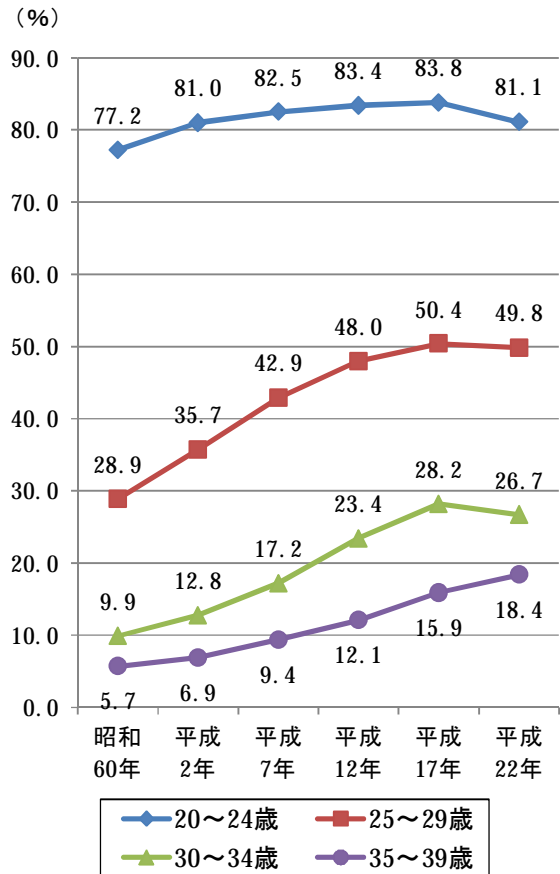
出生者数減少及び合計特殊出生率低下の要因の一つとして考えられている未婚化について、本市の20歳から39歳までの未婚率の推移を見てみると、35～39歳を除く3つの年齢層において、平成22年には低下しており、30歳代前半以下の年齢層で、結婚に前向きな傾向が強まってきているとみられます。

【未婚率の推移（男性 20～39歳）】



資料：国勢調査

【未婚率の推移（女性 20～39歳）】



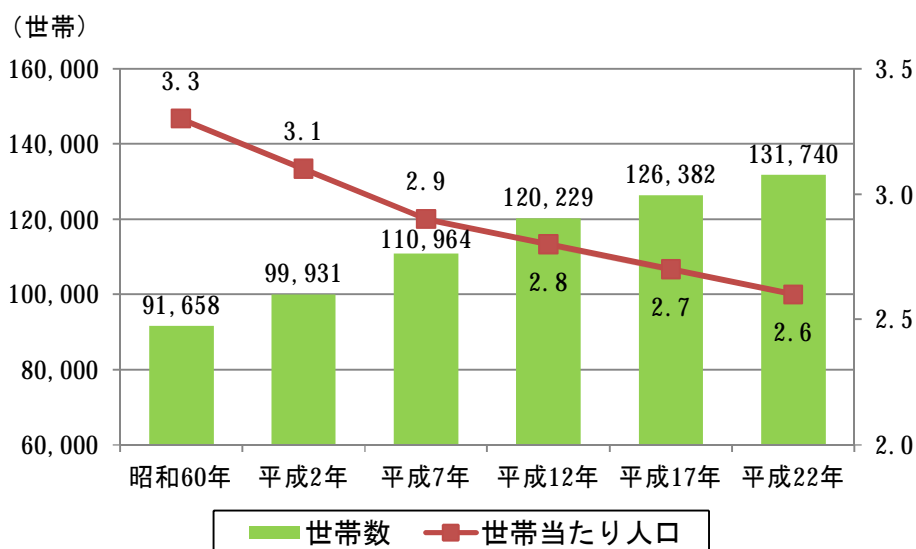
資料：国勢調査

5 世帯

世帯数の推移は、昭和 60 年以降増加傾向が続いており、昭和 60 年の 91,658 世帯から平成 22 年の 131,740 世帯へ、25 年間で 43.7%増加しています。

その一方で、世帯当たり人口は昭和 60 年の 3.3 人から平成 22 年の 2.6 人へと減少し、世帯の小規模化が進んでいます。

【世帯数及び世帯当たり人口の推移（昭和 60 年～平成 22 年）】



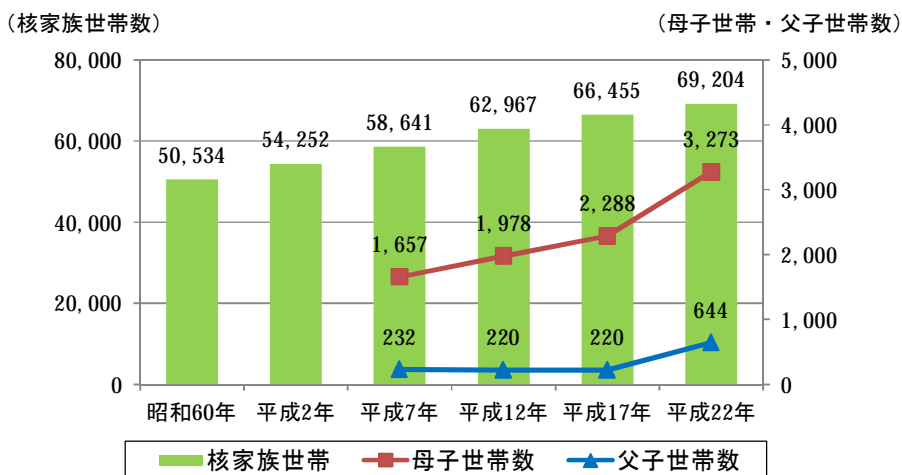
資料：国勢調査

核家族世帯数は、昭和 60 年以降増加傾向が続いており、昭和 60 年の 50,534 世帯から平成 22 年の 69,204 世帯へ、25 年間で 36.9%増加しています。

父子世帯数は、平成 17 年までほぼ同数で推移していましたが、平成 22 年には 644 世帯となり、平成 17 年の 220 世帯の約 2.9 倍となっています。

母子世帯数は、平成 7 年以降増加傾向が続いており、平成 17 年の 1,657 世帯から平成 22 年の 3,273 世帯へ、15 年間で 97.5%増加しています。

【核家族世帯、母子世帯数・父子世帯数の推移（昭和 60 年～平成 22 年）】



資料：国勢調査 ※母子・父子世帯数については、平成 7 年から調査開始

第2節 子ども・子育て支援に関する指標

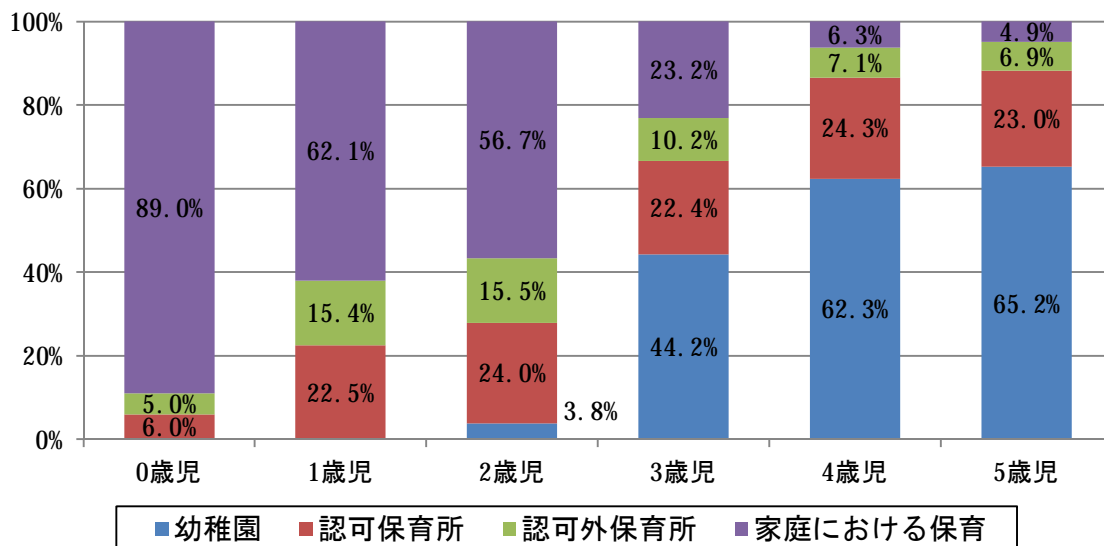
1 未就学児の教育・保育施設利用状況

未就学児の教育・保育施設の利用状況について、幼稚園入園の対象年齢に満たない0歳児から2歳児では、家庭における保育が半数以上を占めています。

3歳児以上では、幼稚園の利用が最も多く、4歳児と5歳児では、全体の6割以上を占めています。幼稚園の利用者では2年保育の利用も一定の割合がみられます。なお、4歳児、5歳児においても、家庭における保育の児童は少数ながらみられ、4歳児では6.3%、5歳児では4.9%となっています。

認可保育所の利用者は、0歳児で6.0%となっていますが、1歳児から5歳児の各年齢層では20%台前半となっています。

【教育・保育施設の利用率（平成26年4月1日）】



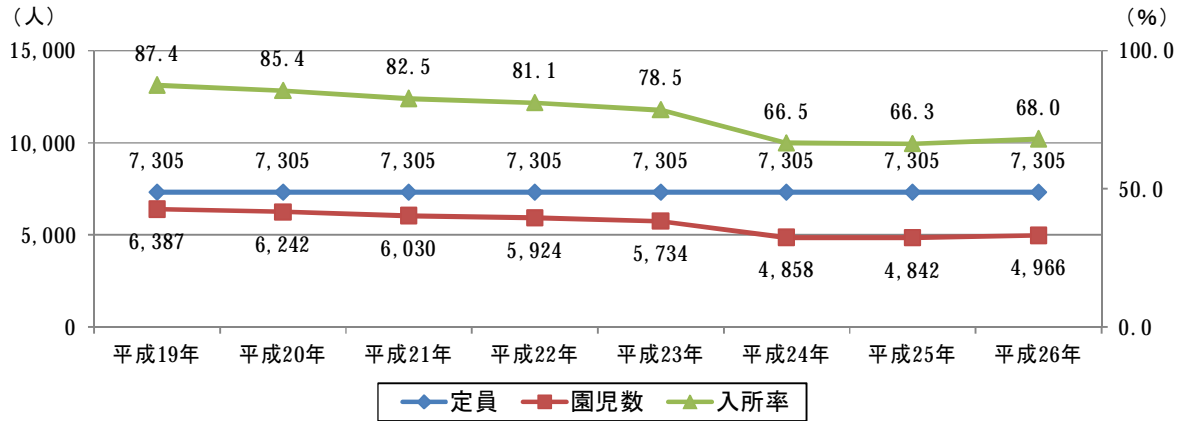
資料：こども育成課

2 施設利用者数の推移

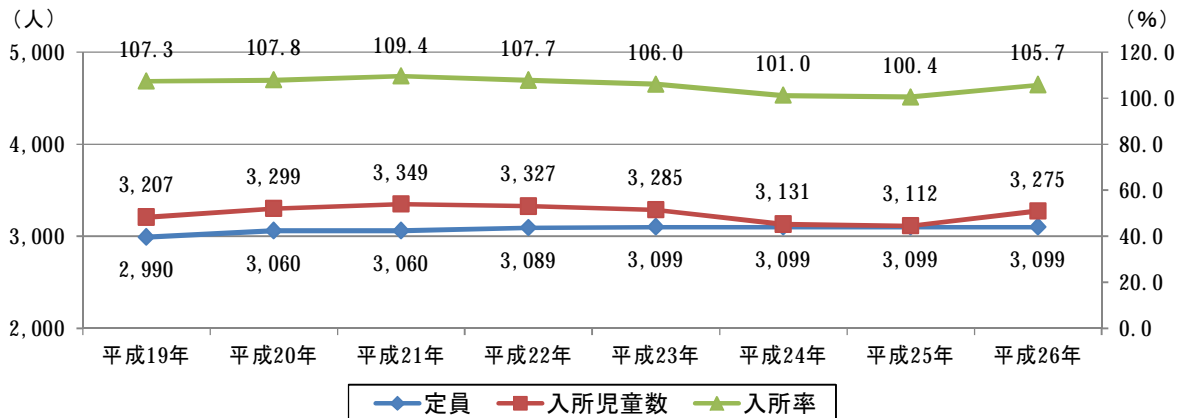
幼稚園、認可保育所、認可外保育所の各種施設において、少子化の進行とともに園児・入所児童数及び入所率は減少傾向にあります。

なお、認可保育所の入所率は、毎年 100%以上となっていますが、定員の弾力化によって、児童の受入れを行っているためです。

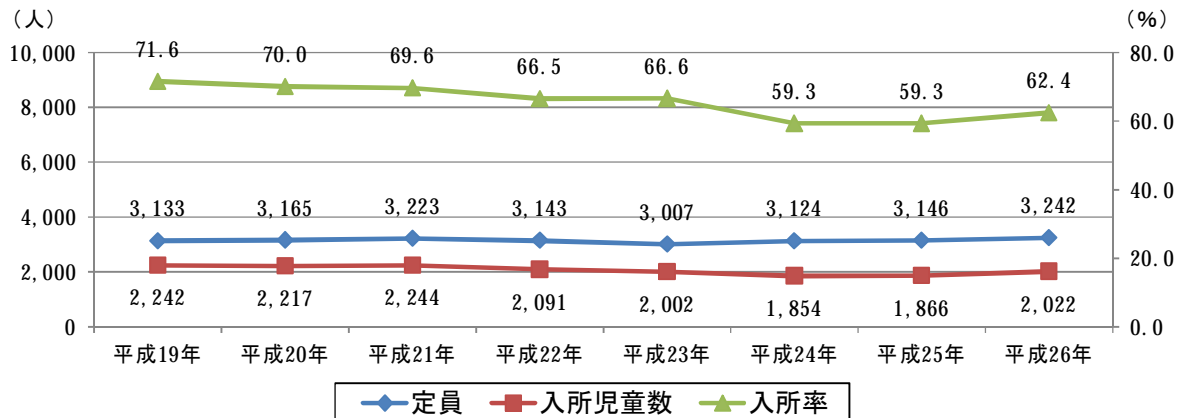
【幼稚園児数の推移（各年5月1日現在）】



【<認可保育所の児童数の推移（各年4月1日現在）>】



【認可外保育所の児童数の推移（各年4月1日現在）】



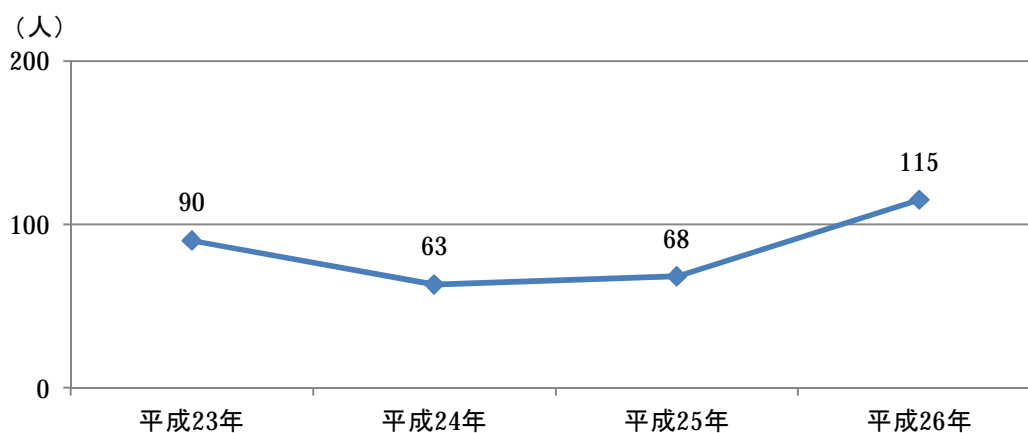
3 待機児童数の推移

待機児童数の傾向として、毎年度4月当初が最も少なく、年度末の3月まで増加していきます。

国基準待機児童数については、平成24年以降増加傾向にあり、平成26年には115人となっています。

なお、市の実態として、実質的な待機児童数は、近年200～300人程度で推移しています。

【待機児童数の推移（各年3月1日現在）】

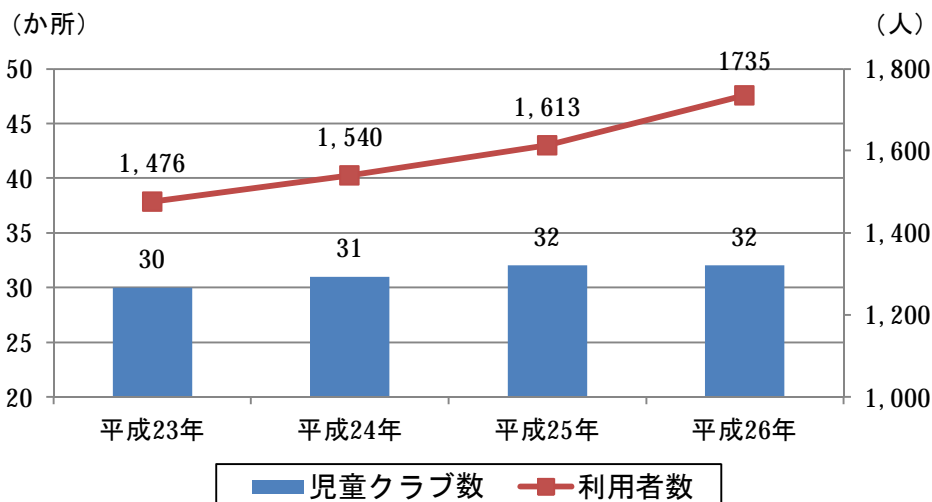


資料：保育課

4 放課後児童クラブ利用者数の推移

共働き家庭の小学生3年生以下の児童のうち、利用申し込みのあった児童を対象に受け入れを行っています。近年では、利用者数の増加傾向が続いていますが、希望者全員の受入を行っています。

【放課後児童クラブの施設数、利用者数の推移（各年4月1日現在）】



資料：こども未来課

第3章 計画の基本的な考え方

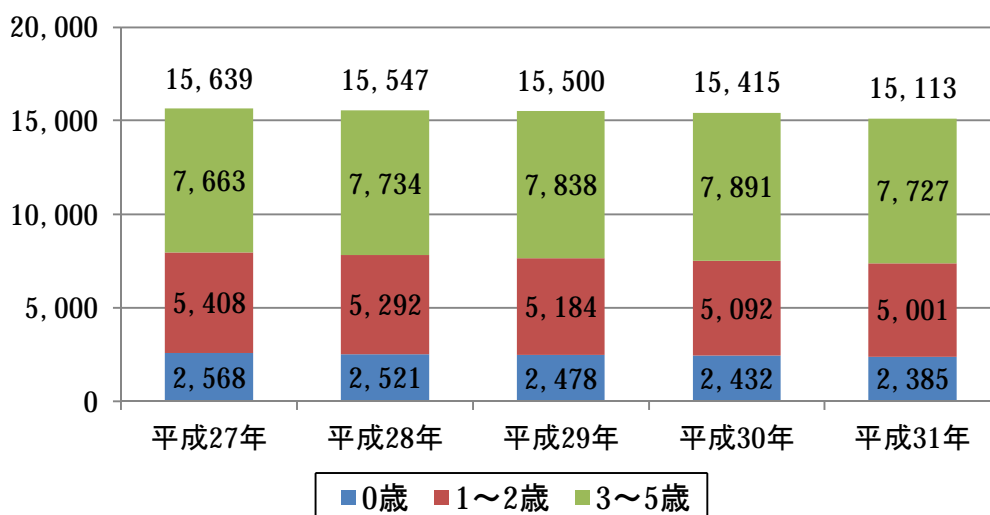
第1節 市町村子ども・子育て支援事業計画の基礎的事項について

すべての子ども達がすこやかに成長し、すべての子育て家庭が安心して子育てできるように、乳幼児期の教育・保育サービスの充実、地域の子ども・子育て支援等について提供体制の確保を示すものです。この計画は、子どもの数、保護者のサービスの利用意向等を勘案して作成します。

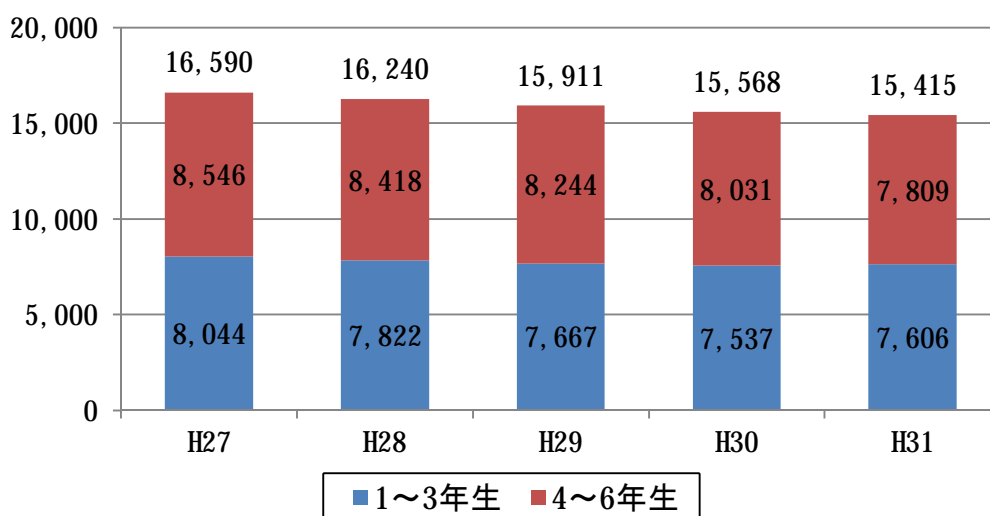
1 人口推計

平成27年から31年までの5年間の就学前児童数、小学生の推計は以下の通りです。これまで続いてきた少子化だけではなく、東日本大震災以降の人口減少の影響もありますが、今後5年間も、減少傾向が続くものとみられます。

【就学前児童】



【小学生】



2 ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、市内の子育て家庭の教育・保育ニーズを把握するために、以下のニーズ調査を行い、サービスニーズ量設定の基礎としました。

(1) 調査対象

就学前児童が属する世帯：2,200人

小学生児童が属する世帯：2,150人

※ 平成25年10月1日時点の住民基本台帳より抽出

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査期間

平成25年11月22日～12月9日

(4) 回収結果

	標本数	有効回収数	無効数	回収率
就学前児童が属する世帯	2,200	832	0	37.7%
小学生児童が属する世帯	2,150	847	0	39.4%

3 教育・保育提供区域の考え方について

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

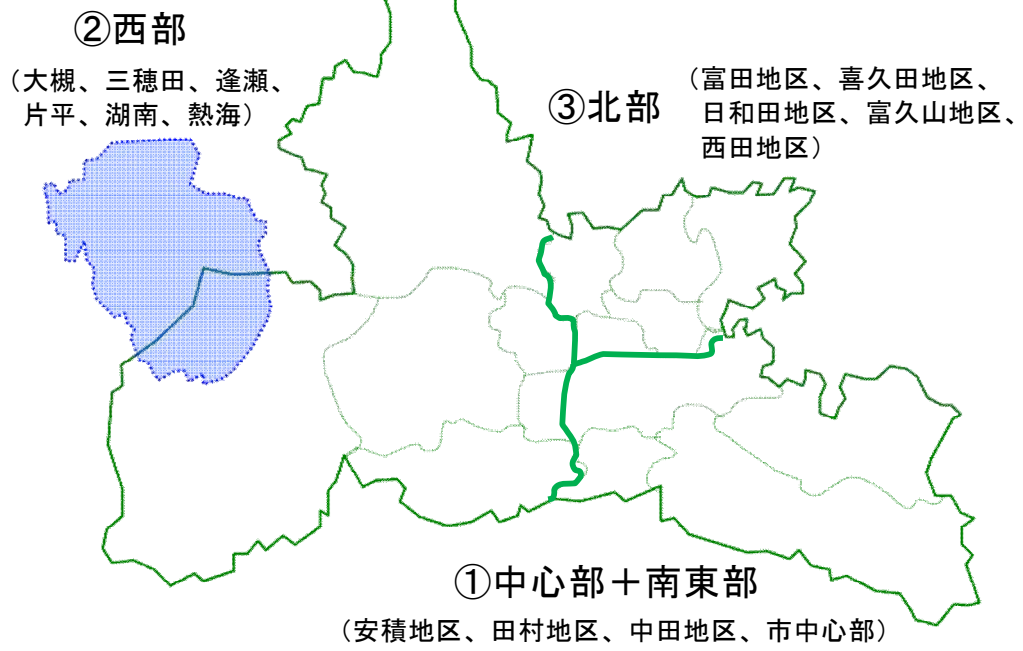
(2) 郡山市における教育・保育提供区域の考え方

本市では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、地域の一体性及び保護者の利便性等の観点から、以下の通り設定します。

【設定する項目】

区 分		区域
教育・保育	1号認定区分（3-5歳、教育のみ利用）	3区域
	2号認定区分（3-5歳、保育の必要性あり）	3区域
	3号認定区分（0歳、1-2歳の年齢区分ごと、保育の必要性あり）	3区域
地域子ども・子育て支援事業	①放課後児童健全育成事業	3区域
	②時間外保育事業	3区域
	③一時預かり事業（幼稚園における在園児対象）	3区域
	④一時預かり事業（③以外の不定期利用）	3区域
	⑤子育て短期支援事業	全市
	⑥地域子育て支援拠点事業	3区域
	⑦病児・病後児保育事業	3区域
	⑧子育て援助活動支援事業	全市
	⑨利用者支援に関する事業	3区域
	⑩妊婦健診事業	全市
	⑪乳児家庭全戸訪問事業	全市
⑫養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	全市	

【区域設定】



第2節 基本理念

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、以下のとおり、基本理念を掲げます。

子どもたちの笑顔があふれるまち こおりやま

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、1人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の本市の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、地域全体で取り組むべき最重要課題の1つです。すべての子どもと子育て家庭に対し、可能な限り支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り「子どもの最善の利益」が実現される郡山市を目指します。

第3節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の目標を掲げます。

基本目標1 子どもが笑顔になれるまち

人は、生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境と関わり合いながら生活に必要な能力を身につけていきます。

乳幼児期は、遊びを中心とした生活の中で、特に身体的感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。この時期の発達是一人ひとりの個人差が大きいことにも配慮しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもが健やかに発達できる取り組みを進めます。

学童期は、自意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、地域における学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全育成に努めます。

基本目標2 保護者が笑顔になれるまち

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。「親が子育てに対する第一義的責任を有する」という基本的認識を前

提とし、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援体制を整えます。

これらの支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることに努めます。

また、これらの支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

基本目標3 社会全体が「子育てにかかわる」まちづくり

社会全体が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

特に、共働き家庭の増加、さらに女性の活力による経済社会の活性化の視点から、事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備が求められます。

子育てにおいては、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化により祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、異年齢の中で子どもが育つ機会が減少しています。子どもと保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、家庭同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来を担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような郡山市の実現を目指します。

第4節 重点施策

重点施策1 幼稚園・保育所の保育料の無料化・軽減

昨今の若年層の所得の低下、消費税率等の負担の上昇等に対し、子育て世代の経済的負担軽減の方策として、郡山市では、所得制限を設けた上で、保育所・幼稚園の就園児のうち、第1子を対象に保育料の無料化・軽減を実施します。

重点施策2 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア

平成23年3月に発生した東日本大震災直後には、本震及び度重なる余震の強い揺れへの恐怖から、子どもたちのPTSDが懸念されましたが、現在のところ明らかな影響を受けた子どもは確認されておられません。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質は本市にも到達し、事故直後は外出や外遊びを控える様子が見られ、子どもたちが利用する施設でも屋外活動に制限が設けられていました。多くの専門家は「健康に影響を与えるような数値ではない。」との意見ですが、放射線に対する保護者の不安は拭い去ることはできません。放射線による直接の健康被害も確認されておられません。保護者の不安に寄り添いながら、長期的な心身両面のケアが必要です。

本市では、平成23年に「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」が、教育委員会、郡山市医師会、子どもに関わる事業者、学識経験者等と立ち上げられ、メンタルヘルスケア事業、運動と遊びに関する事業、絵本の読み聞かせ等を実施しています。

第5節 施策体系

施策領域1

子育て支援

基本施策1 教育・保育事業の充実

- (1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策
- (2) 教育・保育の一体的提供の推進
- (3) 教育・保育施設の質の向上
- (4) 多様な教育・保育事業の充実
- (5) 認可外保育施設の運営等に対する助成

基本施策2 放課後児童対策の充実

- (1) 放課後児童クラブの整備・充実
- (2) 地域子ども教室の運営
- (3) 児童センターの運営

基本施策3 地域における子育ての支援

- (1) 地域子育て支援センターの充実
- (2) 子育て支援団体等との連携
- (3) 子育てボランティア・サークルの育成・支援
- (4) 保育所の地域活動への参加促進

基本施策4 子育て家庭への経済的支援

- (1) 子育てを支援する手当の充実
- (2) こども医療費助成制度の充実
- (3) 幼稚園・保育所の保育料の負担軽減

施策領域2

健康

基本施策1 安心・安全な妊娠・出産への支援

- (1) 妊産婦に対する相談や指導の充実
- (2) 不妊の悩みへの支援

基本施策2 子どもや母親の健康の確保

- (1) 子どもの健康の確保
- (2) 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア
- (3) 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実
- (4) 家庭内における事故防止

基本施策3 思春期保健対策の充実

- (1) 心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及
- (2) 心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

基本施策4 食育の推進

- (1) 食に関する学習機会や情報提供への取り組み
- (2) 学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

基本施策5 小児医療の充実

- (1) 小児救急医療体制の確保
- (2) 医療・療育への支援

施策領域 3

子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）

基本施策 1 虐待防止対策の充実

- (1) 虐待の発生予防と早期発見
- (2) 関係機関との連携

基本施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) 子育て支援・生活の場の支援
- (2) 就労支援
- (3) 経済的支援

基本施策 3 障がい児施策の充実

- (1) 障がい児の地域における相談支援体制
- (2) 保育サービス等の実施
- (3) 障がいの早期発見・早期療育
- (4) 経済的支援

施策領域 4

職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備（仕事と生活の調和）

基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

- (1) 労働者・事業主・地域住民への啓発・促進
- (2) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

基本施策 2 雇用環境の整備

- (1) 雇用促進と職業意識・能力習得の推進

基本施策 3 男女共同参画社会の推進

- (1) 男女共同参画の意識づくりと推進

施策領域5

子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）

基本施策1 学校教育の充実

- (1) 特色ある学校づくりと教育活動の推進
- (2) 教育施設と設備の充実
- (3) 幼・保・小の連携の推進
- (4) 幼児教育の充実
- (5) 特別支援教育の充実

基本施策2 家庭教育の充実と青少年の健全育成

- (1) 家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供
- (2) 青少年活動支援と環境づくり
- (3) 地域活動・体験活動の充実

基本施策3 居住環境の整備

- (1) 子育て世帯の居住環境の向上
- (2) 居住環境の衛生確保

基本施策4 都市環境の整備

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備

基本施策5 子どもの安全・安心の確保

- (1) 交通安全教育・環境の充実

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

この章において、子ども・子育て支援法で市町村において策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」を含め、具体的な本市の子ども・子育て関連施策を示します。

なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載すべき事項は、以下の施策領域、基本施策に該当します。

【子ども・子育て支援給付】

	施策領域	基本施策
施設型給付	1	1
認定こども園		
幼稚園		
保育所		
地域型保育給付		
小規模保育		
家庭的保育		
居宅訪問型保育		
事業所内保育		

【地域子ども・子育て支援事業】

	施策領域	基本施策
①利用者支援事業	1	3
②一時預かり事業	1	1
③放課後児童クラブ	1	2
④地域子育て支援拠点事業	1	3
⑤妊婦健康診査	2	1
⑥乳児家庭全戸訪問事業	2	2
⑦養育支援訪問事業	2	2
⑧子育て短期支援事業	1	5
⑨ファミリーサポートセンター事業	1	3
⑩時間外保育事業	1	1
⑪病児保育事業	1	1
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	1	4
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1	5

施策領域 1 子育て支援

基本施策 1 教育・保育事業の充実

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

① 1号認定

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 幼稚園の本格的な新制度移行については、29年度と想定します。
- 一部の幼稚園は27、28年度に新制度もしくはこども園へ移行すると想定します。
- 平成27、28年度の供給過剰分については、2号認定のうち幼児期の教育の希望が強い者を受け入れる分を想定しています。
- 量の見込み及び確保方策における利用定員数は現在の幼稚園の認可定員数を大幅に下回りますが、確認を受ける際には実際の在園児数で利用定員を定めることが想定されます。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み…①	1,793	1,809	1,833	1,845	1,807
中心部＋南東部	956	966	978	984	964
西部	298	300	304	307	300
北部	539	543	551	554	543
確保方策…②	4,750	4,340	1,850	1,860	1,820
特定教育・保育施設	150	600	1,850	1,860	1,820
中心部＋南東部	100	340	980	990	970
西部	20	100	310	310	300
北部	30	160	560	560	550
(確認を受けない幼稚園)	4,600	3,740	-	-	-
中心部＋南東部	2,410	1,960	-	-	-
西部	780	620	-	-	-
北部	1,410	1,160	-	-	-
過不足②－①	2,957	2,531	17	15	13
中心部＋南東部	1,554	1,334	2	6	6
西部	502	420	6	3	0
北部	901	777	9	6	7

② 2号認定（幼稚園利用希望が強い）

共働き家庭もしくは共働きの意向がある3～5歳児について、幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 平成27、28年度は供給不足ですが、実際には幼稚園に通園し預かり保育を併せて利用することが想定されます。
- 平成29年度には、既存の幼稚園のうち一定数が認定こども園に移行すると想定され、3～5歳児の教育と保育両方のニーズに対応できると考えられる。

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み…①	3,093	3,121	3,165	3,186	3,118
中心部＋南東部	1,649	1,667	1,688	1,699	1,664
西部	514	517	526	530	518
北部	930	937	951	957	936
確保方策…②	150	600	3,180	3,190	3,130
特定教育・保育施設	150	600	3,180	3,190	3,130
中心部＋南東部	100	340	1,690	1,700	1,670
西部	20	100	530	530	520
北部	30	160	960	960	940
（確認を受けない幼稚園）	-	-	-	-	-
中心部＋南東部	-	-	-	-	-
西部	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-
過不足②－①	▲2,943	▲2,521	15	4	12
中心部＋南東部	▲1,549	▲1,327	2	1	6
西部	▲494	▲417	4	0	2
北部	▲900	▲777	9	3	4

③ 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み…①	2,605	2,630	2,666	2,683	2,628
中心部＋南東部	1,389	1,404	1,422	1,431	1,402
西部	433	436	443	446	437
北部	783	790	801	806	789
確保方策…②	2,620	2,640	2,690	2,710	2,680
特定教育・保育施設	1,980	2,090	2,200	2,310	2,420
中心部＋南東部	1,080	1,140	1,200	1,260	1,320
西部	400	420	440	460	480
北部	500	530	560	590	620
（認可外保育施設）	640	550	490	400	260
中心部＋南東部	310	270	230	180	90
西部	40	20	10	-	-
北部	290	260	250	220	170
過不足②－①	15	10	24	27	52
中心部＋南東部	1	6	8	9	8
西部	7	4	7	14	43
北部	7	0	9	4	1

【計画期間内の特定保育・保育施設（保育所または認定子ども園）の整備目標】

（単位：人分）

	H27	H28	H29	H30	H31	計
中心部＋南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	30	30	30	30	30	150

④ 3号認定（0歳）

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「1歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。

【確保の方策】

- 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み…①	456	446	439	439	422
中心部＋南東部	271	265	260	261	251
西部	81	79	79	78	75
北部	104	102	100	100	96
確保方策…②	457	447	439	440	424
特定教育・保育施設	206	220	236	251	266
中心部＋南東部	112	120	128	137	145
西部	42	44	47	50	53
北部	52	56	61	64	68
特定地域型保育	16	34	51	66	84
中心部＋南東部	8	17	26	33	42
西部	3	6	9	11	14
北部	5	11	16	22	28
(認可外保育施設)	235	193	152	123	74
中心部＋南東部	151	128	106	91	64
西部	37	30	23	18	8
北部	47	35	23	14	2
過不足②－①	1	1	0	1	2
中心部＋南東部	0	0	0	0	0
西部	1	1	0	1	0
北部	0	0	0	0	2

<計画期間内の特定保育・保育施設（保育所または認定子ども園）の整備目標>

(単位：人分)

	H27	H28	H29	H30	H31	計
中心部＋南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	30	30	30	30	30	150

<計画期間内の特定地域型保育事業の整備目標>

(単位：人分)

	H27	H28	H29	H30	H31	計
中心部＋南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	40	40	40	40	40	200

⑤ 3号認定（1・2歳）

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「3歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。

【確保の方策】

○ 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み…①	2,810	2,750	2,697	2,706	2,602
中心部＋南東部	1,665	1,630	1,598	1,604	1,543
西部	503	492	482	484	464
北部	642	628	617	618	595
確保方策…②	2,823	2,765	2,711	2,720	2,616
特定教育・保育施設	1,264	1,360	1,454	1,549	1,644
中心部＋南東部	688	740	792	843	895
西部	258	276	293	310	327
北部	318	344	369	396	422
特定地域型保育	104	208	309	414	516
中心部＋南東部	52	105	154	207	258
西部	17	34	51	69	86
北部	35	69	104	138	172
(認可外保育施設)	1,455	1,197	948	757	456
中心部＋南東部	929	792	654	559	396
西部	233	190	147	112	52
北部	293	215	147	86	8
過不足②－①	13	15	14	14	14
中心部＋南東部	4	7	2	5	6
西部	5	8	9	7	1
北部	4	0	3	2	7

⑥ 保育利用率

計画期間における満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定の利用定員数の割合の目標値（保育利用率）は以下の通りとします。

（単位：％）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳児	17.8%	17.7%	17.7%	18.1%	17.7%
中心部＋南東部	19.8%	19.7%	19.7%	20.1%	19.7%
西部	19.0%	18.9%	19.2%	19.4%	18.9%
北部	13.5%	13.5%	13.4%	13.7%	13.4%
1、2歳児	52.0%	52.0%	52.0%	53.1%	52.0%
中心部＋南東部	57.7%	57.8%	57.8%	59.1%	57.8%
西部	56.0%	56.0%	55.9%	57.1%	56.0%
北部	39.5%	39.5%	39.6%	40.4%	39.6%

（2）教育・保育の一体的提供の推進

① 認定こども園の整備促進

認定こども園の4類型（幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地域裁量型）のうち、平成27年4月施行の「子ども子育て支援新制度」により新たに拡充される「幼保連携型認定こども園」については、中核市に認可権限が移譲されることから、定員を下回る幼稚園のみならず、将来的には認可保育所等からも認定こども園への移行を促すなど、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、安全・安心な子育て環境の整備に努めてまいります。

② 幼・保・小連携の体制強化

幼・保・小連携事業におきましては、幼稚園・保育所の教育保育の提供の終了に際して、児童へ小学校教育の継続的な提供を行い、その理解を促すためには、幼・保・小間の円滑な接続が重要であることから、相互参観、意見交換、合同研修等を通して連携を図るための環境を整備し、併せて連携体制を強化してまいります。

③ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の特性である「①2歳児までの事業であること」「②小集団で多様な保育ニーズに対応する事業であること」を踏まえ、以下の3点を担う連携施設を設定するよう促進してまいります。

- ・卒園後の進級先の確保（卒園児が優先的に入所できる枠の確保）
- ・保育内容の支援（園庭の利用、行事等の合同保育、保育に関する助言や相談）
- ・必要に応じた代替保育の提供（職員の疾病、休暇等の場合）

(3) 教育・保育施設の質の向上

① 職員配置の充実

認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、法律上、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許資格を有していることを原則としております。改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けておりますことから、今後、認定こども園の整備を見据え、いずれかの免許資格の保有者に対し広く周知し、免許資格の併有を促進し、職員配置の充実を図ってまいります。

② 職員の資質向上に向けた研修等の充実

質の高い幼児期の教育・保育を提供するためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実が不可欠であります。その上で就学前教育を取り巻く多様な課題を適確に捉え、研修体制の整備と研修内容の充実を図ってまいります。

③ 評価、情報公開の促進

新たに始まる給付制度の確認を受ける教育・保育施設や地域型保育の運営基準に照らし、自己評価や保護者評価のみならず、努力義務とされている第三者評価の積極的な実施、及び保護者の施設選択に期する重要事項や財務諸表などの情報公開について教育保育施設、地域型保育事業者が率先して取り組むよう推進してまいります。

(4) 多様な教育・保育事業の充実

臨床心理士の派遣による障がい児の早期発見・支援や障がい児の受け入れを行います。また、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業を充実し、仕事と生活の両立の支援や、家庭で子育てをしている保護者の負担軽減に努めます。

その他、ニーズの多様化に合わせ、必要な保育サービスの充実を図ります。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

① 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

過去の利用実績を基に算出するものとしますが、当該事業が未実施であり、実施可能な施設が市内に設置されていないため、計画期間内の見込みは行わないものとします。

なお、今後のニーズについては、計画期間内及び次期計画策定時において把握に努

め、事業の実施に向けて検討します。

②時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を18時30分以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

これまでの認可保育所での実施に併せて、今後認可される保育所等においても実施するものとします。

(単位：人)

	平成25 年度実績		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
郡山市全体	1,185	量の見込み①	1,804	1,794	1,788	1,778	1,744
		確保方策②	1,820	1,800	1,800	1,790	1,760
		②－①	16	6	12	12	16
①中心部 ＋南東部	667	量の見込み①	1,142	1,136	1,132	1,125	1,104
		確保方策②	1,150	1,140	1,140	1,130	1,110
		②－①	8	4	8	5	6
②西部	204	量の見込み①	320	318	317	315	309
		確保方策②	320	320	320	320	310
		②－①	0	2	3	5	1
③北部	314	量の見込み①	342	340	339	338	331
		確保方策②	350	340	340	340	340
		②－①	8	0	1	2	9

③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

なお、制度上は、小学生のみを対象とした事業であり、未就学児童については「一時預かり事業」に含めるものとなっています。しかし、現在の市の事業の実施状況から、本項目において未就学児童、小学生それぞれの見込み量を算出し、併記するものとしします。

【見込み量の考え方】

平成 24 年度及び平成 25 年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成 25 年度利用率に乘じ、平成 27 年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

【確保の方策】

事業の周知、「まかせて会員」の確保により、より利用しやすいものとしします。

【全体】

（単位：人日）

平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3,371	量の見込み①	4,218	4,152	4,096	4,032	3,977
	確保方策②	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
	②－①	82	148	204	268	323

【就学前児童】

（単位：人日）

平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1,022	量の見込み①	1,580	1,570	1,566	1,557	1,526
	確保方策②	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	②－①	20	30	34	43	74

【小学生】

（単位：人日）

H25 実績		H27	H28	H29	H30	H31
2,349	量の見込み①	2,638	2,582	2,530	2,475	2,451
	確保方策②	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	②－①	62	118	170	225	249

④一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

○幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

ア：1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

イ：現在「幼稚園」を利用している人で、一時預かりや幼稚園の預かり保育を不定期に利用している人の割合に値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

(2号認定による定期利用)

2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、母親の週あたり平均就労日数×52週を乗じて算出します。

【確保の方策】

すべての幼稚園において、希望する者に対して実施します。

(単位：人日)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	210,473	量の見込み①	217,291	219,402	222,280	223,760	219,144
		確保方策②	217,310	219,410	222,290	223,780	219,170
		②-①	19	8	10	20	26
①中心部 +南東部	142,767	量の見込み①	143,402	144,946	146,736	147,684	144,701
		確保方策②	143,410	144,950	146,740	147,690	144,710
		②-①	8	4	4	6	9
②西部	27,822	量の見込み①	21,067	21,199	21,530	21,695	21,232
		確保方策②	21,070	21,200	21,530	21,700	21,240
		②-①	3	1	0	5	8
③北部	39,884	量の見込み①	52,822	53,257	54,014	54,381	53,211
		確保方策②	52,830	53,260	54,020	54,390	53,220
		②-①	8	3	6	9	9

○在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

平成 24 年度及び平成 25 年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成 25 年度利用率に乘じ、平成 27 年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

【確保の方策】

現在は保育所（6 か所）、ニコニコこども館で実施しています。

27 年度からは西部及び北部地域子育て支援センターにおいても実施します。

（単位：人口）

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	16,428	量の見込み①	17,031	16,931	16,880	16,787	16,458
		確保方策②	17,040	16,950	16,900	16,800	16,480
		②－①	9	19	20	13	22
① 中心部 ＋南東部	11,453	量の見込み①	9,078	9,024	8,997	8,947	8,772
		確保方策②	9,080	9,030	9,000	8,950	8,780
		②－①	2	6	3	3	8
② 西部	2,745	量の見込み①	2,827	2,811	2,802	2,787	2,732
		確保方策②	2,830	2,820	2,810	2,790	2,740
		②－①	3	9	8	3	8
③ 北部	2,230	量の見込み①	5,126	5,096	5,081	5,053	4,954
		確保方策②	5,130	5,100	5,090	5,060	4,960
		②－①	4	4	9	7	6

⑤病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方】

現在の2施設における平成24年度及び平成25年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成25年度利用率に乘じ、平成27年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

これに、平成26年度に2施設が新設されて4施設になるため、前述の推計結果に2を乗じます。

【確保の方策】

平成25年度までは2医療機関（中心部＋南東部1、西部1）、26年度からは4医療機関（中心部＋南東部1、西部2、北部1）で実施しており、今後も、現在の体制で実施するものとします。

（単位：人日）

	H25 実績		H27	H28	H29	H30	H31
郡山市全体	782	量の見込み①	1,658	1,648	1,642	1,634	1,602
		確保方策②	1,851	1,851	1,851	1,851	1,851
		②－①	193	203	209	217	249
①中心部 ＋南東部	517	量の見込み①	884	878	875	871	854
		確保方策②	617	617	617	617	617
		②－①	▲267	▲261	▲258	▲254	▲237
②西部	265	量の見込み①	275	274	273	271	266
		確保方策②	823	823	823	823	823
		②－①	548	549	550	552	557
③北部	0	量の見込み①	499	496	494	492	482
		確保方策②	411	411	411	411	411
		②－①	▲88	▲85	▲83	▲81	▲71

※中心部＋南東部及び北部では供給不足であるが、西部において補完するものとする。

⑥多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

＜今後作成予定＞

（5）認可外保育施設の運営等に対する助成

認可外保育施設の運営等に対する助成を行い、施設を利用する子どもの良好な保育環境の確保に努めます。

基本施策 2 放課後児童対策の充実

幼少期においては、子ども同士の遊びを通じて仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成が図られることから、地域における放課後の児童の安全・安心な居場所づくりの確保が必要です。

本市では現在、放課後児童クラブ、地域子ども教室等の運営をはじめ、保護者が運営する児童クラブの助成に取り組んでいます。このほか、幼稚園や認可外保育施設においても、児童の受け入れが行われています。

今後は、平成 27 年度から始められる「地域子ども・子育て支援事業」における放課後児童の目標達成に努めるとともに、施設の充実や指導員の育成・質の向上などに努める必要があります。

(1) 放課後児童クラブの整備・充実

平成 27 年度から放課後児童クラブの対象となる小学 6 年生までの児童の受入れ及び未設置校への設置を推進するため、小学校の空き教室や近隣の公共施設等の活用、運営体制の整備に努め、準備が整った小学校から、順次、整備を進めます。

また、保護者会等が運営する一定の条件を満たす放課後児童クラブに対し、安定した運営と保護者の負担軽減のため、助成を行います。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

①放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所（児童クラブ）において、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

共働き家庭の低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

平成 27 年度から対象となる 4～6 年生の受入れ体制及び未開設校の施設運営を、小学校の空き教室等の活用等を検討しながら、順次整備を進めます。

【小学生 合計】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	1,697	量の見込み①	2,454	2,405	2,347	2,300	2,316
		確保方策②	2,205	2,220	2,226	2,243	2,316
		②－①	▲249	▲185	▲121	▲57	0
①中心部 ＋南東部	998	量の見込み①	1,357	1,333	1,298	1,273	1,280
		確保方策②	1,219	1,231	1,232	1,241	1,280
		②－①	▲138	▲102	▲66	▲32	0
②西部	309	量の見込み①	418	408	400	391	394
		確保方策②	375	377	379	382	394
		②－①	▲43	▲31	▲21	▲9	0
③北部	390	量の見込み①	679	664	649	636	642
		確保方策②	610	612	615	620	642
		②－①	▲69	▲52	▲34	▲16	0

【小学生 低学年】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	1,548	量の見込み①	1,759	1,714	1,678	1,652	1,677
		確保方策②	1,703	1,672	1,650	1,638	1,677
		②－①	▲56	▲42	▲28	▲14	0
①中心部 ＋南東部	894	量の見込み①	972	950	928	914	928
		確保方策②	941	927	913	906	928
		②－①	▲31	▲23	▲15	▲8	0
②西部	294	量の見込み①	300	291	286	281	285
		確保方策②	290	284	281	279	285
		②－①	▲10	▲7	▲5	▲2	0
③北部	360	量の見込み①	487	473	464	457	464
		確保方策②	472	461	456	453	464
		②－①	▲15	▲12	▲8	▲4	0

【小学生 高学年】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	149	量の見込み①	695	691	669	648	639
		確保方策②	502	548	576	605	639
		②－①	▲193	▲143	▲93	▲43	0
①中心部 ＋南東部	104	量の見込み①	385	383	370	359	352
		確保方策②	278	304	319	335	352
		②－①	▲107	▲79	▲51	▲24	0
②西部	15	量の見込み①	118	117	114	110	109
		確保方策②	85	93	98	103	109
		②－①	▲33	▲24	▲16	▲7	0
③北部	30	量の見込み①	192	191	185	179	178
		確保方策②	139	151	159	167	178
		②－①	▲53	▲40	▲26	▲12	0

(2) 地域子ども教室の運営

地域子ども教室の運営にあたっては、地域の方々の協力を得て実施することが重要であることから、学校や地域との連携に努めるとともに、新設の可能性について調査し、可能な地域から教室の新設に向けて検討します。

(3) 児童センターの運営

これまでと同様、児童生徒の放課後の健全育成に努めるほか、乳幼児とその保護者が気軽に利用できる自由な交流の場として、その積極的な受入れと活動支援の充実を図ります。

基本施策3 地域における子育ての支援

核家族化や都市化の進行により、身近に相談できる相手がいないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感を感じている保護者がみられます。孤立した子育ては、養育力の低下や児童虐待の要因となることから、身近なところでいつでも気軽に親子で集い、お互いに相談や情報交換、交流することができるような場の提供が必要です。本市では、子育て支援の拠点施設として、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」を開設し、保健・福祉・教育が一体となった総合的な子育て支援を行っているとともに、市内2か所の地域子育て支援センターにおいても子育てサロンを開設しています。さらに、認可保育所においては、保育所の持つ子育てに関する専門的な知識や機能を提供しています。

また、私たちの住むそれぞれの地域には、民生・児童委員や主任児童委員をはじめ、子育てや暮らしの知識・経験に富んだ方々、町内会・自治会やPTA、特定非営利活動団体（NPO）などの組織、子育てボランティアなどがあり、今後は、これら身近な地域の資源を活用した子育て支援を拡大することが重要です。

（1）地域子育て支援センターの充実

身近な地域において、親同士・子ども同士が交流し、相談や情報収集できるよう、地域バランスを考慮した地域子育て支援センターの機能を充実してまいります。

また、事業の実施に当たっては、子育て支援に積極的なNPO等との協働を図るなど、支援内容の充実に努めます。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

①地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成24年度及び平成25年度のニコニコこども館、東部及び南部地域子育て支援センター利用実績を参考に、利用率の増加率を平成25年度利用率に乘じ、平成27年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

このうち、西部地区、北部地区には、平成27年度にそれぞれ地域子育て支援センターを設置するものとし、両地区の人口比率に応じた利用量を見込みます。

【確保の方策】

現在はニコニコこども館、東部及び南部地域子育て支援センターで実施しています。

平成27年度からは、西部及び北部地域子育て支援センターも開所する予定となっています。

(単位：人日、箇所)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	25,728	量の見込み	42,370	41,504	40,704	39,977	39,226
	3 箇所	確保方策	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
① 中心部 + 南東部	25,728	量の見込み	28,889	28,299	27,752	27,252	26,752
	3 箇所	確保方策	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
② 西部	0	量の見込み	4,799	4,701	4,614	4,528	4,437
	0 箇所	確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
③ 北部	0	量の見込み	8,682	8,504	8,338	8,197	8,037
	0 箇所	確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(2) 子育て支援団体等との連携

地域の市民活動団体やNPO、大学等の高等教育機関との連携により、それぞれの特性や専門性を生かしたきめ細やかな子育て支援に努めます。

(3) 子育てボランティア・サークルの育成・支援

地域住民への子育てへの関心・理解を高め、地域全体で家庭をさせることができるよう、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」や地域子育て支援センターを中心として、子育てボランティアやサークルの育成・支援、NPO法人間の情報交換・交流の支援に努めます。

(4) 保育所の地域活動への参加促進

地域の子育て家庭に対し、専門的な知識や経験、育児方法を提供するとともに、地域住民が参加できる世代間交流事業、地域文化の伝承事業を実施し、地域に開かれ、地域とともに支え合う保育所の運営を行います。

基本施策 4 子育て家庭への経済的支援

子育てに関する経済的負担については、「子ども・子育てニーズ調査」において、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに 13 項目中 3 番目に割合が高い項目であり、保護者の負担感の大きさをうかがわせています。

子育て世帯の収入が伸び悩む中、養育や教育への負担軽減のため、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

【子育てに関して、悩みや気にかかること】

	就学前児童	小学生
子どもの病気や発育・発達のことに関心がある	35.2%	34.0%
子どもの食事や栄養のことに関心がある	40.7%	36.5%
子どもの勉強や進学のことに関心がある	35.8%	62.1%
子どもの友達との関係に関心がある	31.4%	44.6%
子どもとの時間を十分もてない	28.6%	32.6%
育児やしつけの方法がよくわからない	19.0%	16.9%
子どもとの接し方に自信が持てない	12.7%	12.2%
配偶者の協力が少ない	17.8%	22.4%
子育てにかかる経済的な負担が大きい	47.1%	49.7%
自分の時間が十分もてない	54.3%	45.2%
子育ての仲間がいない	17.2%	10.5%
仕事が十分にできない	24.6%	18.7%
放射性物質・放射線の影響が心配である	62.6%	64.5%

資料：子ども・子育てニーズ調査

(1) 子育てを支援する手当の充実

家庭生活の安定と児童の健全育成のため、制度の充実と内容の周知に努めます。

(2) こども医療費助成制度の実施

平成 24 年 10 月から 18 歳以下まで対象年齢を拡大した子ども医療費助成制度について、子どもが安心して、いつでも医療機関を受診できるよう、制度の実施と内容の周知に努めます。

(3) 幼稚園・保育所の保育料の負担軽減

平成 27 年度より、所得制限を設けた上で、保育所・幼稚園の就園児のうち、第 1 子を対象に保育料の無料化・軽減を実施します。

そのほか、これまで実施してきた私立幼稚園運営や幼稚園就園奨励費については、「子ども・子育て支援事業」に基づき、新たな制度において、負担の軽減を図ります。

①実費徴収に係る補足給付を行う事業

<今後作成予定>

施策領域 2 健康

基本施策 1 安心・安全な妊娠・出産への支援

妊娠・出産は、親にとって大きな喜びであると同時に、短期での身体の変化や出産後の子育てへの責任感などによる心の変化が生じることから、不安や負担感につながりやすくなります。

母親の妊娠・出産に対して、母体の状況を常に把握し、その過程に満足を得ることが、より良い子育てにつながることから、妊娠・出産が安全かつ快適であるとともに、母親の視点から満足できる「いいお産」の普及を図ることが重要です。そのために、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供などが必要です。

また、健全な母体の維持と安心・安全な出産を迎えるために、流産・早産や低出生体重児出産の危険因子となる喫煙・飲酒の防止や、母体や胎児の健康状態を適正に観察するための妊婦健康診査の適正な受診など、適切な情報を必要な各段階において提供することが必要です。

一方、子どもが欲しいにもかかわらず、不妊に悩む夫婦が増加しており、妊娠に向けた意識の啓発や、体外受精・顕微授精などの不妊治療にかかる費用の助成など、精神面・経済面の支援が必要です。

【不妊相談、不妊治療費助成の実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
不妊相談	7 件	8 件	72 年	103 件
特定不妊治療費助成事業	242 人	247 人	253 人	255 人

資料：地域保健課

(1) 妊産婦に対する相談や指導の充実

母子ともに安心・安全で快適な出産を迎えるために、段階に応じた妊婦及びその家族への出産準備教育や、健康状態の把握、不安解消のための相談・指導体制の充実に努めます。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

①妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

各年度の 0 歳児推計人口×平均受診回数 12 回により、算出します。

【確保の方策】

	単位	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (0歳児推計人口)	人	2,681	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
量の見込み (健診回数)	回	32,509	30,816	30,252	29,736	29,184	28,620
確保方策	実施場所：全国医療機関 実施体制：妊娠届提出時に「母と子の健康のしおり」（妊婦健康診査受診票）を交付 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：妊娠 23 週まで→4 週ごとに 1 回 妊娠 24 週～35 週→2 週ごとに 1 回 妊娠 36 週～→1 週ごとに 1 回						

※ 1 人あたりの平均受診回数 12 回

(2) 不妊の悩みへの支援

不妊の悩みは精神的・身体的・社会的に大きな負担を伴うことから、相談・情報提供などによる悩みの解消に努めるとともに、不妊治療への経済的支援を図ります。

基本施策 2 子どもや母親の健康の確保

乳幼児健康診査や歯科検診、新生児の訪問指導等は、乳幼児の健康の保持と異常の早期発見、適切な育児の確認を行うために非常に重要です。また、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防ぐため、予防接種の必要性の啓発が重要です。

これまで、少子化や核家族化の進行、保護者同士の交流や地域住民の希薄化などにより、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者が多数を占めてきましたが、近年改善傾向が見られます。また、身近な家族や親族を中心に困りごとの相談ができており、相談相手がない保護者は少数となっています。しかし、保護者の悩みや不安は児童虐待の要因となることがあることから、少数であっても見逃すことはできません。

【子育てに関して不安感や負担を感じる人の割合】

	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
就学前児童調査	58.9%	62.6%	12.7%
小学生調査	55.7%	66.8%	21.5%

資料：子ども・子育てニーズ調査

【身近な相談相手の割合（平成 25 年度調査）】

	配偶者、 パートナー	その他の親 族（親、兄弟 姉妹など	近所の人、 地域の知人、 友人	相談相手 がない	相談すべき ことはない
就学前児童調査	86.8%	81.3%	49.3%	1.0%	0.5%
小学生調査	75.4%	71.5%	53.4%	2.5%	0.4%

資料：子ども・子育てニーズ調査

子どもや保護者の健康を確保し、育児の不安解消や虐待防止のため、専門職員による健康診査・訪問指導・相談事業・講習会などを充実することにより、子どもの健やかな成長を支援することが必要です。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における原子力災害により生じた、子どもと保護者の生活環境の変化や放射線に対する不安を解消するため、子育て環境の改善や、心身のケア等長期的に支援を続けていくことが必要です。

(1) 子どもの健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、訪問指導や予防接種等の実施体制の充実、利用者の拡充に向けた事業の広報啓発に努めます。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

①乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成25年度の訪問率(90%)に、推計児童数(0歳)を乗じて算出します。

【確保の方策】

(単位：人)

	単位	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (0歳児推計人口)	人	2,681	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
量の見込み (訪問件数)	件	2,220	2,311	2,269	2,230	2,189	2,147
確保方策		実施体制：登録した助産師・看護師・保健師を派遣、又は担当職員による訪問 実施機関：こども部こども支援課母子保健係					

※各年度の0歳児推計人口に平成25年度実施率90%を乗じる。

(2) 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア

子どもの被ばく線量の測定及び管理、子どもと保護者の放射線に対する不安解消など心身のケアに努めます。

また、保育所等で提供する給食の安全を確保します。

(3) 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実

保護者の育児不安の解消や児童虐待の発生予防、虐待の早期発見の観点から、妊娠期から出産期、子育てまで、継続した支援体制に努めます。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

①利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

各地区の保護者にとって身近な場所で実施できるよう、既存の3か所の子育て支援施設（ニコニコこども館、東部地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センター）、平成27年度に開設を予定している2施設（西部地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センター）において実施するものとします。

【確保の方策】

現在は、ニコニコこども館、東部及び南部地域子育て支援センターにおいて実施しています。今後は、平成27年度に開所する西部及び北部地域子育て支援センターにおいても実施するものとします。

（単位：箇所）

	平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
郡山市全体	3	量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
①中心部 ＋南東部	3	量の見込み	3	3	3	3	3
		確保方策	3	3	3	3	3
②西部	0	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
③北部	0	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

②養育支援訪問事業

○産後ヘルパー派遣事業

産後間もない、育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行う。養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

○育児家庭訪問事業

未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成 25 年度の産後ヘルパー派遣事業、育児家庭訪問事業の実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

	単位	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (派遣件数)	人回	127	121	119	117	107	105
確保方策	実施体制：利用者の申込により、ヘルパーを派遣 実施機関：こども部こども支援課こども家庭相談センター 委託団体等：社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会						

	単位	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (派遣件数)	人回	76	73	73	73	72	71
確保方策	実施体制：登録した助産師・看護師・保健師を派遣、又は担当職員による訪問 実施機関：こども部こども支援課こども家庭相談センター						

(4) 家庭内における事故防止

子どもの誤飲、転落・転倒、やけど等の事故防止の啓発に取り組みます。

基本施策3 思春期保健対策の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達の早まりにより、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化しています。このような中、10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大を防ぐため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。

一方、思春期は、家族や友人との関係、社会環境などに多感な時期であることから、喫煙や飲酒、薬物等に関する教育、不登校や引きこもりなどの心の問題に対する相談支援が必要です。

(1) 心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及

児童・生徒の心身の健全な発達のため、学校や地域と連携し、生命の尊さや性、性感染症、喫煙や飲酒、薬物等についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

不登校や引きこもりなどの問題を抱える児童・生徒への社会適応を促すため、教育相談、個別学習指導や専門的支援体制を整備します。

基本施策 4 食育の推進

子どもの健康的な成長のため、毎日、規則正しいバランスのとれた食事が必要です。平成 23 年度に実施した「市民健康意識調査」によると、本市における幼児、小学生の朝食欠食の割合は、平成 18 年度に比べて大幅に改善しています。

そのような中、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりなどを育むため、食育を推進する必要があります。

また、本市は米をはじめ、野菜、果樹、畜産などさまざまな農畜産物が生産される全国有数の農業都市であることから、食と本市の農業に対する関心や理解を深めるための取り組みも重要です。

【朝食欠食率】

	平成 13 年度	平成 18 年度	平成 23 年度
幼児	11.5%	9.6%	1.2%
小学生	13.0%	9.1%	0.8%

資料：市民健康意識調査

(1) 食に関する学習機会や情報提供への取り組み

乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供などに取り組めます。

(2) 学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

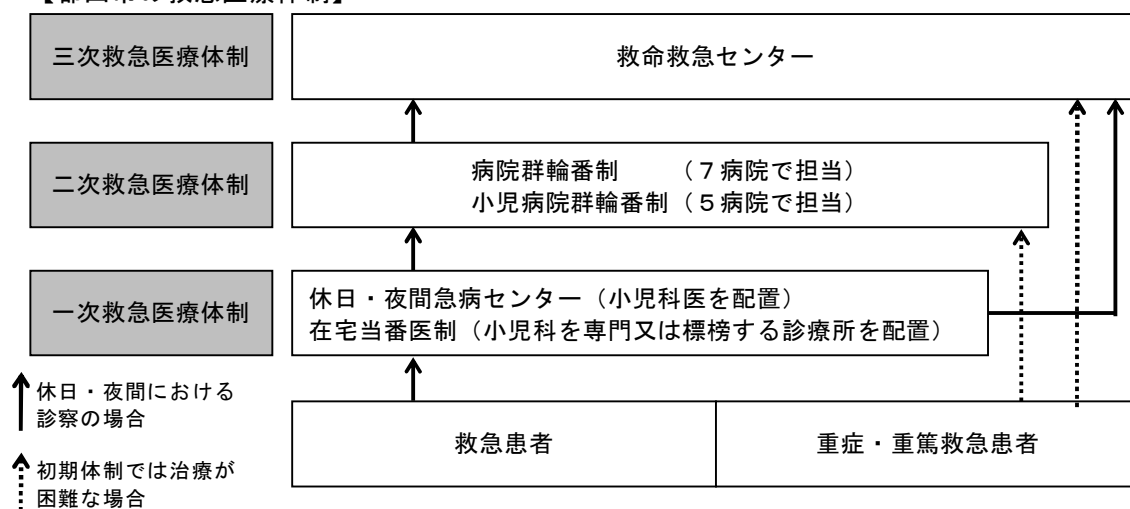
本市農業と地元農産物への理解を深めるため、関係機関・団体等と協力し、農産物の安全性を確認したうえで、給食等への利用促進を図ります。

基本施策5 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまちづくりにとって必要であることから、小児治療の充実・確保に取り組むことが重要です。

本市の救急医療体制は、初期救急・二次救急（入院を要する救急）・三次救急（救命救急）で構成され、小児救急体制も医師会や市内の病院の協力のもとで充実しています。

【郡山市の救急医療体制】



一方で、身近に医療を受けることのできるかかりつけ医の小児科は、病気やけがの際に子育て中の家庭にとって心強いパートナーになります。

【かかりつけの小児科医を持つ親の割合】

	平成13年度	平成18年度	平成23年度
幼児	85.0%	95.9%	95.7%

資料：市民健康意識調査

また、小児慢性特定疾病等については、治療が長期にわたり、医療費の負担が高額になることから、安心して療育が続けられるよう、経済的支援が必要です。

(1) 小児救急医療体制の確保

現在実施している、休日や夜間における初期救急体制及び入院治療を要する救急体制の充実に努めます。

(2) 医療・療育への支援

未熟児や結核にり患している児童の入院、身体に障がいのある児童等へ、医療費等の支援に努めます。

施策領域3 子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）

基本施策1 虐待防止対策の推進

児童虐待は、被害に遭った子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

本市では、郡山市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生予防から保護・支援までの一貫した活動を行っており、個別なケースの問題解決に取り組んでいます。

また、育児に対する悩みや不安、孤立が、児童虐待を引き起こす原因となりうることから、家庭訪問や健康診査、相談会の機会を活用して、児童の健康状態の確認や保護者の悩みや不安の解消に努めています。

今後も、本市の児童の健やかな成長のため、地域全体で児童虐待の予防、早期発見、適切な解決に積極的に取り組む必要があります。

（1）虐待の発生予防と早期発見

健康診査や相談事業をとおして、特別な支援を必要とする家庭を把握し、虐待の発生予防に努めます。

（2）関係機関との連携

子育て支援の拠点施設である郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」をはじめ、保育所、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関や民生・児童委員、主任児童委員などを通じ、児童虐待のおそれのある家庭の情報収集に努めるとともに、迅速かつ適切な支援を行うため、郡山市要保護児童対策地域協議会を活用し児童相談所、警察等との連携強化に努めます。

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の促進

(1) 子育て支援・生活の場の支援

ひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭が安定・自立した生活を営み、ひとり親家庭の児童・生徒が健全に成長するためには、子育て・日常生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援など、家庭の状況に合わせた総合的な支援を実施していく必要があります。

① 自立に向けた相談機能等の充実

ひとり親家庭に対する相談体制の充実や支援サービスについての情報提供を行います。また、より適切な相談援助ができるよう、相談員の技術や資質向上に努めます。

② 子育て等の生活の場の支援

ひとり親家庭の保護者が安心して就労できるよう、認可保育所や留守家庭児童会の利用について配慮や、住居の確保などの取り組みに努めます。

③ 養育費確保に向けた支援

養育費の支払いは、別れて暮らす子どもへの、親としての当然の義務であることを普及・啓発します。

(2) 就労支援

本市では、ひとり親家庭の就労支援のため、就業相談や就業支援を行っています。ひとり親家庭の就業問題は、長きにわたる問題となっていますが、相談者数は平成22年度から平成25年度の4年間で半数以下に減少し、就業者数は毎年ほぼ一定の水準で推移しています。しかし、平成25年度でも相談者数に占める就業者の割合は1/4程度となっています。

【1年間の収入について（平成24年度：小学生のいる家庭）】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談者数	148名	88名	53名	46名
就業者数	11名	23名	10名	12名
割合	7.4%	26.1%	18.9%	26.1%

資料：こども支援課

今後は、就業支援を引き続き継続していくとともに、就職に必要な資格取得の支援や事業者に対して、ひとり親家庭への理解の促進などの取り組みが必要です。

① 職業能力の習得促進と情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭の就労について、就職が実現するまで一貫した自立支援を図るため、関係機関と連携し、相談・助言・求人情報の提供や技能講習会の充実に努めるとともに、事業種等に対する雇用促進のついで理解と協力を求めています。

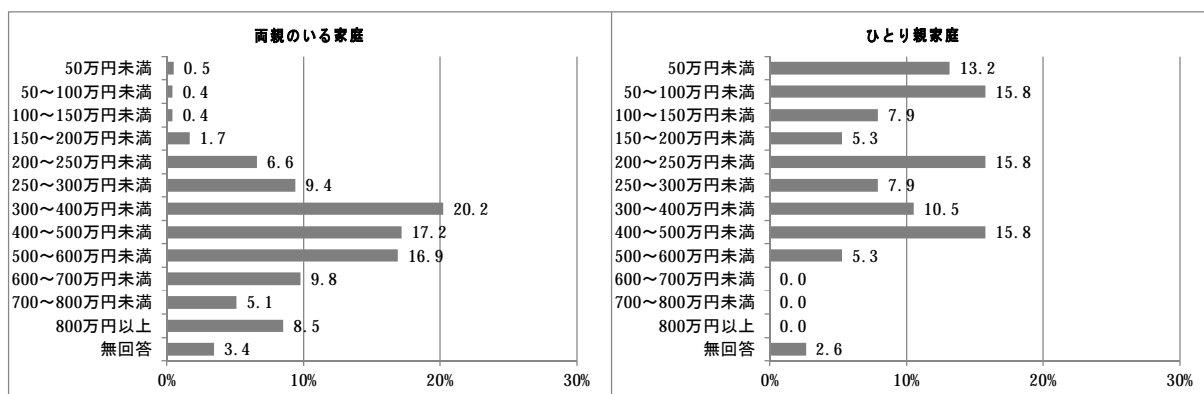
② 職業能力の習得を促進するための自立支援給付金の支給

ひとり親家庭の就労について、求職活動の促進及び就業に必要な知識、技能習得を容易にするため、自立支援給付金を支給します。

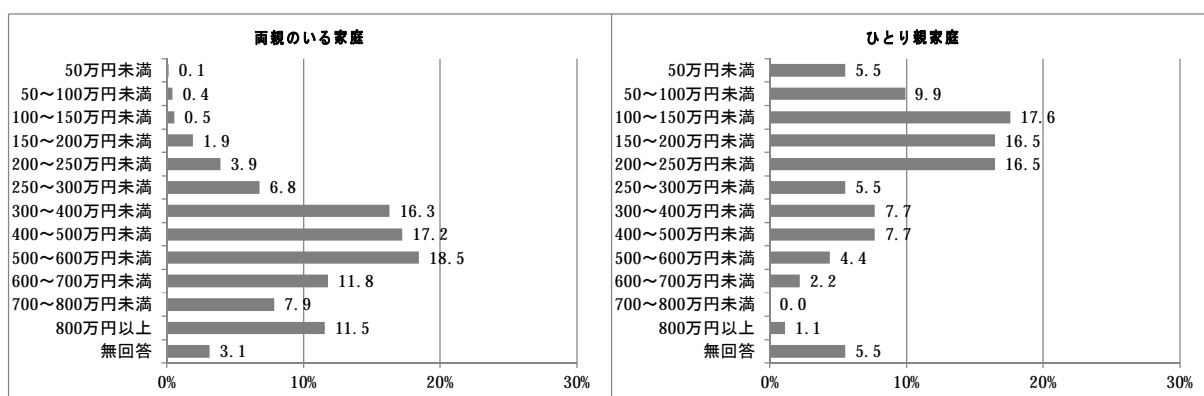
(3) 経済的支援

平成 25 年度に実施した「子ども・子育てニーズ調査」によると、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、収入が低く、経済的な自立が困難な家庭が多いとみられます。

【1年間の収入について（平成 24 年：就学前児童のいる家庭）】



【1年間の収入について（平成 24 年：小学生のいる家庭）】



資料：子ども・子育てニーズ調査

今後も、経済的に苦しい状況にあるひとり親家庭に対して、安定的な生活が送れるよう、経済的な支援が必要です。

①各種手当の支給

ひとり親家庭の自立支援のため、公的な各種手当の広報を行い、必要とする家庭に対して手当の支給を図ります。

②医療費の助成

ひとり親家庭の医療費助成を行い、経済的な支援を図ります。

③経済的自立を図るための資金の貸付

母子家庭の母親等が、就労や児童の就学などに際して必要な資金を確保できるよう、資金貸付の支援を行います。

基本施策3 障がい児施策の充実

本市では、「郡山市障がい者福祉プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も、お互いに人権、人格、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現」を基本理念として障がい者施策を総合的・計画的に進めておりますが、障がい児支援体制については、障がいのある子やその家族に対して、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、健やかな成長と生活能力の向上を図るため、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で受けられるサービスの充実が必要です。また、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に繋げるため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等において健康観察をつぶさに行うことが必要です。

(1) 障がい児の地域における相談支援体制

障がい児とその家族が、地域で安心して生活ができるように、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期からの一貫した支援体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。

(2) 保育サービス等の実施

保育所や留守家庭児童会において、障がい児の受け入れを行います。

このために必要な施設の整備を行うとともに、障がい児と関わりを持つ職員に対し、障がい特性の理解、障がい児に対する支援方法についての研修等を実施します。

(3) 障がいの早期発見・早期療育

乳幼児の健康診査や訪問事業において、医師や専門スタッフが子どもの健康・発育状態を確認し、障がいの早期発見に努めます。

また、相談や情報提供を充実させ、必要に応じ適切な療育機関との連携を図ります。

(4) 経済的支援

障がい児のいる家庭が、療育や教育を受け、地域で安心して生活できるよう、手当てを給付するなど経済的負担の軽減を図ります。

施策領域 4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備（仕事と生活の調和）

基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、子育て中の家庭にとって重要ですが、子どもを希望する夫婦や結婚を希望する若者にとっても、安心して結婚し、出産・子育てをするためには不可欠な要素です。

今後、この実現に向けて、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するため、積極的に啓発を推進していく必要があります。

また、育児休業が利用できない職場であったり、子育てしながら就業が継続できないなどといった理由により、妊娠・出産を機に離職する女性が多くみられます。このような就労と結婚・出産・子育ての二者択一を解決するためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として、同時並行で推進していくことが必要であるとされています。

社会的基盤整備としては、必要な期間、安心して育児に専念し復職できるよう支援できる体制づくりや、子どもの急な病気の際などにおいても仕事に専念できる体制の充実が必要です。

（1）労働者・事業主・地域住民への啓発・促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や次世代育成支援対策に取り組む地元企業や民間団体の好事例の情報の収集と周知を図ります。

（2）多様な働き方に対応した保育サービスの充実

認可保育所や認可外保育施設、留守家庭児童会の利用が円滑にできるよう、必要な施設整備を行います。また、緊急時の対応や一時的に子供を預けることができるよう、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業などの推進に努めます。

基本施策2 雇用環境の整備

子育て中の若い世代や、今後結婚や出産、子育てをする若者が安心して安定した生活を送るためには、経済的な自立が必要であり、安定した就労の促進が必要です。

しかし、近年では非正規雇用の就労が増えているほか、東日本大震災の影響により、希望する就業が実現しづらい状況となっています。

また、勤労観・職業観の変化や、就業機会に恵まれないなどの理由から、フリーターやニートとなる若者の存在が顕在化しています。

このような状況から、就労意欲のある人や就職を希望する高校生に対して就労機会の確保や支援を行うとともに、フリーターやニートなどが自立した社会生活を送れるよう、職業意識の涵養や能力習得のための支援を行うことが必要です。

(1) 雇用促進と職業意識・能力習得の推進

関係機関等と連携を図りながら、就労機会の確保及び社会人としての職業意識や知識・能力を身につけた人材育成に努めます。

基本施策3 男女共同参画社会の推進

本市では、「郡山市男女共同参画推進条例」に基づき「第二次こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

その中で、男女がお互いを認め合い、協力して町内会などの地域活動や家庭生活における家事、育児、介護等を分担して行う男女共同意識の醸成を図ってきましたが、今後さらに、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、固定的性別役割分担をお互いの立場に立って見直すことが重要です。

しかし、働く場における男女の不平等感は依然として解消されない状況にあります。また、男性の育児を積極的に支援できる職場環境づくりの促進が求められておりますが、父親の育児休業取得も進まない状況となっております。

このようなことから、多様な保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援のほか、安心して育児等ができる就労環境の整備・充実が求められており、男女がともに働き続けるための職場環境づくりについて、事業主に理解を求める取り組みが重要です。

さらに「男だから」「女だから」との理由により社会参加の選択が制限されないよう、子どものうちから自己の能力・個性を発揮する機会が男女平等に保証されると同時に、性別に関係なくお互いをパートナーとして認め合うことが強く求められています。

(1) 男女共同参画の意識づくりと推進

男女共同参画のさらなる意識づくりのために、情報誌の発行や啓発事業、講座開催のほか、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動に努めます。

学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、男女共同の意識づくりや男女相互の協力の大切さについて、理解の促進に努めます。男女を問わない積極的な子育てへの参加意識の促進と育児に関する知識を深める取り組みに努めます。

施策領域5 子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）

基本施策1 学校教育の充実

少子化や遊びの変化による子ども同士の交流の希薄化、家庭や地域社会の教育力低下などが指摘される中、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足から、不登校やいじめ、非行の低年齢化などが問題となり、久しくなります。

このような中、学校は時代を担う子どもたちの知識・技術の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成を担い、同時に規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間性を育む場として、家庭と同時に大きな役割を果たしています。

こうしたことから、児童・生徒の能力や個性に応じ、どの子どもも思う存分学べる教育環境を整備するため、教育課程の編成や学校指導の改善、専門教員の配置、少人数学級編成の拡大など、地域や学校の実情に即した、特色ある学校づくりが求められています。

また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などの発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒については、自立し社会参加できる資質を養うため、一人ひとりの障がいの程度に応じた適切な支援を行うことが必要です。

（1）特色ある学校づくりと教育活動の推進

「郡山市教育振興計画（2010～2014）」に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるとともに、児童生徒の安全・安心の確保や社会情勢の変化に対応できる教育環境づくりを進めます。

併せて、子どもに安全で豊かな学校施設の適切な整備の推進と耐震化の促進など、安全性の向上、衛生の確保に努めます。

また、地域教材の開発・政策により、地元への愛着と知識を深めます。

（2）教育施設と設備の充実

教育のICT化を推進し、各学校のコンピュータ機器や校内LANの整備・更新、視聴覚資器材の整備活用に努めます。

（3）幼・保・小の連携の推進

「小1プロブレム」や発達障がいの可能性があるグレーゾーンの児童などに対応するため、幼稚園・保育所・小学校等における職員の連携、情報の共有化に努めます。

（4）幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設等の職員の専門性や資質向上のための研修会の開催や、各団体が自主的に行う研修への支援を行います。

(5) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒の円滑な就学支援と相談の充実を図るとともに、障がいをもつ児童・生徒が身近な地域でその特性に合った適切な特別支援教育を受けられるよう努めます。

また、特別支援教育が必要な、グレーゾーンの児童・生徒の見極めに努めます。

基本施策2 家庭教育の充実と青少年の健全育成

核家族化や少子高齢化の進展、地域との結びつきの希薄化、様々なメディアからの過剰な情報、さらには東日本大震災以降の社会不安や情報の混乱など、子育てしやすい社会環境とはいい難い状況にあります。また、社会全体の規範意識や家庭における教育力の低下による、子どもたちの社会性の欠如や非行などが問題とされていることから、家庭・学校・地域がそれぞれの役割や責任を自覚するとともに、連携・協力して家庭教育を支援することが求められています。

さらに、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、問題を解決する能力や、他人への思いやり・感受性など豊かな心とたくましく生きるための健康で丈夫な身体を育ていけるよう、家庭はもちろんのこと、学校や地域など社会全体が一体となって青少年の健全育成に努める必要があります。

(1) 家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供

子どもの発達段階に応じ、家庭教育に関する講座や学習会を開催するなど家庭教育の充実を図るとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭や学校、地域、行政などの関係機関が連携し、保護者同士が気軽に交流する場の提供や身近な相談を実施するなど、家庭や地域における教育力の向上に努めます。

(2) 青少年活動支援と環境づくり

社会的なマナーを身につけ、悪質な情報に振り回されず、自ら考え、行動する力や豊かな人間性と社会性を持つ健全でたくましい青少年の育成をめざし、青少年活動の支援や非行防止に向けた環境づくりなど、将来を担う青少年の健全育成に家庭や学校、地域、行政など、社会全体で取り組みます。

(3) 地域活動・体験活動の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の提供、世代間交流などの充実を図ります。また、実施に当たっては、地域住民や学校、ボランティアなどと連携・協力し、社会全体で取り組むよう努めます。

基本施策3 居住環境の整備

子育て世代にとって、家族構成や生活に見合った住宅の確保が必要となります。なお、平成25年度に実施した「子ども・子育てニーズ調査」における持ち家率は就学前児童のいる家庭で49.5%、小学生のいる家庭で65.4%となっており、前回の調査より割合が上昇しており、その他の住宅の割合は低下しています。その一方で、民間の賃貸住宅に居住している世帯は、就学前児童のいる家庭で32.9%、小学生のいる世帯で18.2%みられます。

【お住まいの住宅について】

	就学前児童		小学生	
	平成20年度	平成25年度	平成20年度	平成25年度
持家	40.0%	49.5%	57.0%	65.4%
民間の賃貸住宅	35.0%	32.9%	21.1%	18.2%
公共の賃貸住宅	5.7%	3.8%	5.7%	5.2%
社宅・官舎	4.6%	3.5%	2.5%	2.4%
親の家	10.3%	9.1%	10.3%	8.1%
兄弟姉妹の家	0.1%	0.2%	0.4%	0.1%
その他、無回答	4.3%	0.8%	3.0%	0.6%

資料：子ども・子育てニーズ調査

このうち、賃貸住宅については、子育てしやすい安全・安心で快適な住居、特に多子世帯が入居できるような広い物件は家賃も高く、確保しにくい状況であることから、支援が必要とされています。

さらに、快適な居住環境と子どもの健康を守るため、シックハウス症候群やアレルギーへの対策が必要です。

(1) 子育て世帯の居住環境の向上

市営住宅の多子世帯向け優先物件や、平成26年度から開始された若年子育て世帯向け優先物件の募集の実施など、子育て世帯の居住環境の向上に努めます。

(2) 居住環境の衛生確保

快適な居住環境と安全性を確保する観点から、居住環境の改善に関する相談や調査指導、啓発などを行います。

基本施策 4 都市環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの家族など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、出入り口の段差の解消や男女いずれの利用にも配慮されたベビーシートやベビーチェア、授乳室等の設置など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進することが必要であり、すべての人が利用しやすい都市環境は、まちなかの活性化にもつながります。併せて、妊産婦等への理解を深める取り組みなど、ハード・ソフトの両面から一体的なユニバーサルデザインに配慮した考え方の推進が求められています。

また、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するため、広場や公園の安全点検や緑化など、地域ぐるみの取り組みを推進する必要があります。

(1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備

施設や都市基盤の整備に当たっては、地域社会全体でユニバーサルデザインに配慮し、安全・安心・快適なまちづくりを進めます。また、子育て中の家庭がまちなかや周辺市街地などに安心して外出できるよう、子育て家族向けの設備のある施設等の情報提供等に努めます。

また、市民が外出中の子供連れの家族を暖かく見守りながら、必要な支援の手を差し伸べられる「心のバリアフリー」の推進に努めます。

基本施策5 子どもの安全・安心の確保

本市における幼児・児童生徒の交通事故の被害状況は年々減少しています。特に、平成20年以降の減少は著しく、平成24年の子どもの死傷者は平成19年からの5年間で半数以下となっています。

【子どもの交通事故の被害状況】

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
子どもの死傷者数 (うち死者数)	240人 (0人)	239人 (0人)	161人 (0人)	161人 (0人)	132人 (0人)	148人 (0人)	107人 (0人)
全死傷者数	3,907人	3,499人	3,020人	2,808人	2,633人	2,379人	2,418人
全死傷者数に占める 子どもの割合	6.1%	6.8%	5.3%	5.7%	5.0%	6.2%	4.4%

資料：交通白書

子どもを交通事故から守るため、子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行い意識の高揚とマナー向上に努めるとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上や指導者の育成が重要です。また、警察、学校、保育所、幼稚園、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

また、市内の犯罪件数は減少傾向にあるものの、不審者の目撃情報や子どもへの声かけ事案が多く発生しています。子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを推進するため、本市では平成20年4月に「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を定め、市、市民、事業者、土地所有者等が一体となって犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進しておりますが、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、日頃から資格や危険箇所について家庭や地域、学校等が地域ぐるみで点検し、情報の共有に努めるとともに、整備に当たっては犯罪等の防止への配慮が必要です。

なお、携帯電話やスマートフォン、インターネット等の普及に伴い、性や暴力などの有害情報や、インターネット上におけるいじめなどが子どもに与える悪影響について懸念されており、それらから子どもを守る取り組みが必要となっています。

さらに、東日本大震災や近年増加している豪雨災害を教訓に、子どもが自分の身を自分で守るための対策が必要となっています。

(1) 交通安全教育・環境の充実

児童・生徒やその保護者に対して、正しい交通ルールやマナー、交通事故を未然に防ぐための知識、チャイルドシートや3人乗り自転車、自転車乗車用ヘルメット等の普及を図るため、保育所・幼稚園・学校等に交通教育専門員を派遣するなど、交通安全教育の充実を図ります。

また、市民に対して、子どもが危険な場所に立ち入ったり、事故に遭いそうになった場合に、事態の回避に向けた行動をとれるよう、意識の向上に努めます。

(2) 子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取り組み

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体で事件・事故の発生予防と対応、危険箇所情報の共有、有害情報対策、見回りなどの取り組みを推進します。

(3) 防災教育、施設の防災対策の推進

東日本大震災や近年増加している豪雨災害から子どもの安全を守れるよう、子どもが災害に対して自主的に安全な行動をとれるよう防災教育の推進に努めます。

また、子どもが通う保育所・幼稚園・学校等の施設の耐震化などの安全性の向上に向けた対策に努めます。

第5章 計画の推進

第1節 実施計画の策定

少子化や子どもを取り巻く社会環境、経済状況等の変化、原子力災害の影響などに速やかにかつ適切に対応し、より効果的に本市の子育て支援を推進するためには、施策展開のための具体的な事業内容と事業計画を明確にし、事業ごとの点検・評価を行い、その結果を踏まえて、事業の見直しや新たな事業づくりに取り組むことが重要です。

「(仮称)郡山市第三次エンゼルプラン」は、上位計画である「郡山市第五次総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、計画期間である平成27年度から平成31年度までの実施計画を策定し、毎年度、事業ごとの点検・評価を実施します。

第2節 情報の提供

本市の子育て施策をより効果的に推進するために、サービスの受け手である市民にとって分かりやすく、できるだけ容易な手段で情報提供ができるよう努めます。

また、「(仮称)郡山市第三次エンゼルプラン」がどのように進捗しているかを明確にするため、年度ごとの事業実績を、市ウェブサイト上で公表いたします。

第3節 協働の推進

子育ては、家族地域、企業、関係機関、市が一体となって、地域社会全体で取り組むことが大切です。父母、兄弟姉妹、地域住民、町内会・自治会、主任児童委員・民生委員、ボランティア、子育て支援サークル、NPO法人、企業、保育所・幼稚園・学校、医療機関、児童相談所、警察、職業安定所、市など、それぞれが持つ役割や機能を生かし、協働により計画を推進します。

第4節 すこやか子育て基金の活用

子育て支援の拡充と、継続的な支援を行うため設置した「郡山すこやか子育て基金」を活用し、子育て支援に積極的に取り組みます。